

地區現況把握に必要な調査要目

地區現況把握に必要な調査要目



立地調査事項

一、地理

イ、等温線を入れた村の略地図を作り添附すること。

ロ、位置 最寄の都会との距離又は著名な山河との方位関係等を記す。

ハ、広 裏

ニ、地 勢 緯度、標高、母岩、河川等に依り概票を記す。

ホ、気 候 (既往十ヶ年平均、施設なき町村は省略)

区別	月別												
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
平均気温													
最高気温													
最低気温													
降水量													

特殊事情の概要を記す 各區別毎に極並に其の年月日を入れる。  
初霜、晩霜の平均と其の極。

二、青年団、婦人会等の団体

名 称	所 在 地	設 立 年 月 日	団 員 数		設 立 の 主 たる 目 的	事 業 の 概 要
			男	女		



四四

註 第一種兼業農家とは  
主たる職業が農業にして従として他の産業を営み或は賃労働者として生計を営むもの。  
第二種兼業農家とは  
主たる職業が農業以外の産業或は賃労働者、職員であつて、従として農業を営むもの。

三、耕地広狭別農家戸数

部落名	一反	三反	三反未滿	三反—五反	五反—一〇反	一〇反—一五反	一五反—三〇反	三〇反以上	計
計									

四、主要食糧生産高

イ、作付反別收穫高

部落別	何		々々		何		々々		何		々々	
	作付反別	收穫高	反当收穫量	作付反別	收穫高	反当收穫量	作付反別	收穫高	反当收穫量	作付反別	收穫高	反当收穫量
計												

ロ、品種別作付面積

部落別	作物名		作物名		作物名		作物名		作物名		作物名	
	品種名	品種名	品種名	品種名	品種名	品種名	品種名	品種名	品種名	品種名	品種名	品種名
計												

註 1、(イ)表は米、麦、甘藷、馬鈴薯、雑穀に付き記す。  
2、米は水稻、陸稻、粳米、糠米別に区分し、麦は大麥、裸麥、小麥、燕麥、ライ麦別に区分記す。  
3、馬鈴薯は田、畑に区分記す。  
4、(ロ)表は米、麦、甘藷、馬鈴薯につき記す。  
5、作付反別の單位は反とし、收穫の單位は甘藷、馬鈴薯は貫、其の他の收穫高を石とし、反当收穫量は合とす。

五、果樹

前表様式に準ず。但し作付反別欄を作付本数に改め、收穫高及び反当收穫量の單位を貫に改む、品種別作付反別は不要。

六、蔬菜

前表様式に準ず。但し收穫高及び反当收穫量の單位を貫に改む、品種別作付反別は不要。

七、茶

部落別	作付反別	生葉收量	製茶戸数		備考
			手採	機械採	
計					

八、養蚕

部落別	養蚕戸数	桑作付反別	蚕種掃立數量	繭産高	出荷機関

九、家畜家禽の頭羽數



## 農業改良助長法

(法律第一六五号)  
昭和二十三年七月十五日

## 第一章 總 則

## (法律の目的)

- 第一条 この法律は、能率的な農法の発達、農業生産の増大及び農民生活の改善のために、農民が農業に関する諸問題につき有益、適切且つ実用的な知識を得、これを普及交換して公共の福祉を増進することを目的とする。
- 2 この法律は、蚕糸業に関する試験研究及び普及事業には、これを適用しない。

## 第二章 農業に関する試験研究の助長

## (助長の基準)

- 第二条 政府は、農業に関する諸原理及びその応用に関する科学的試験研究を助長するため、本章の規定に従い、都道府県及びその他の試験研究機関に対し補助金又は委託金(以下本章中資金という)を交付する。
- 2 前項の資金は、農業に関する地方的な事情を必要性を正しく考慮して適当に考えられる特定の試験研究で、農業及び農民生活に直接関係し、国の農業事情からみて緊要を認められ、且つ不必要に重複していないものを助長するために交付されなければならない。
- 3 本章の規定により資金の交付を受ける試験研究機関の数は、いずれの年度においても、全国を通じて七十五を超えることはできない。
- 4 農業に関する都道府県は試験場以外の試験研究機関における試験研究を助長するために交付される資金は、第一項の資金の総額の二割を超えてはならない。(農林大臣の任務)

第三条 農林大臣は、農事試験場その他の試験研究機関における試験研究につき、その重複反復を避け、成果を収め、結果報告の形式を統一するために、結果報告の具体的方法を示すと共に、随時、最も重要を考えられる検討方向を示し、その他のこの法律の目的を最善に達成するため必要な忠告及び助力を與えなければならない。

## (助成の申請)

第四条 本章の規定により資金の交付を受け、又は受けようとする都道府県又はその他の試験研究機関は、毎年一月三十一日までに、農林大臣の定める様式により、資金の交付申請書を、次年度において施行しようとする事業の計画書及び経費見積書並びに過去一箇年間に於ける農業に関する試験研究の実績報告書と共に、農林大臣に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書は、いずれの年度においても、都道府県又はその他の試験研究機関が本章の規定により次年度の資金の割当の決定を受ける以前において、農林大臣の承認を受けなければならない。その承認を受けないものは、次年度の資金の割当の決定を受けることができない。

## (資金の割当)

第五条 農林大臣は、前条の提出書類を審査の上、都道府県又はその他の試験研究機関別に、毎年三月三十一日までに、本章の目的のために定められた予算の範囲内において、事業を指定し事業別に資金の割当を決定しなければならない。但し、予算成立の遅延のため三月三十一日までにその決定ができない場合には、予算成立後一箇月以内にこれを決定しなければならない。

## (助成の承諾)

第六条 都道府県又はその他の試験研究機関は、前条の規定により割当の決定を受け、これを承諾するときは、その割当決定に基いて実施する旨の承諾書を、遅滞なく農林大臣に提出しなければならない。承諾書には、左に掲げる書類を添付しなければならない。

## 農業改良助長法

(法律第一六五号)  
(昭和二十三年七月十五日)

## 第一章 總 則

## (法律の目的)

- 第一条 この法律は、能率的な農法の発達、農業生産の増大及び農民生活の改善のために、農民が農業に関する諸問題につき有益、適切且つ実用的な知識を得、これを普及交換して公共の福祉を増進することを目的とする。
- 2 この法律は、蚕糸業に関する試験研究及び普及事業には、これを適用しない。

## 第二章 農業に関する試験研究の助長

## (助成の基準)

- 第二条 政府は、農業に関する諸原理及びその応用に関する科学的試験研究を助長するため、本章の規定に従い、都道府県及びその他の試験研究機関に対し補助金又は委託金(以下本章中資金という)を交付する。
- 2 前項の資金は、農業に関する地方的な事情を必要性を正しく考慮して適当と考えられる特定の試験研究で、農業及び農民生活に直接関係し、国の農業事情からみて緊要と認められ、且つ不必要に重複していないものを助長するために交付されなければならない。
- 3 本章の規定により資金の交付を受ける試験研究機関の数は、いずれの年度においても、全国を通じて七十五を超えることはできない。
- 4 農業に関する都道府県は試験場以外の試験研究機関における試験研究を助長するために交付される資金は、第一項の資金の総額の二割を超えてはならない。(農林大臣の任務)

第三条 農林大臣は、農事試験場その他の試験研究機関における試験研究につき、その重複反復を避け、成果を収め、結果報告の形式を統一するために、結果報告の具体的方法を示すと共に、随時、最も重要と考えられる検討方向を示し、その他の法律の目的を最善に達成するため必要な忠告及び助力を與えなければならない。

## (助成の申請)

第四条 本章の規定により資金の交付を受け、又は受けようとする都道府県又はその他の試験研究機関は、毎年一月三十一日までに、農林大臣の定める様式により、資金の交付申請書を、次年度において施行しようとする事業の計画書及び経費見積書並びに過去一箇年間に於ける農業に関する試験研究の実績報告書と共に、農林大臣に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書は、いずれの年度においても、都道府県又はその他の試験研究機関が本章の規定により次年度の資金の割当の決定を受ける以前において、農林大臣の承認を受けなければならない。その承認を受けないものは、次年度の資金の割当の決定を受けることができない。

## (資金の割当)

第五条 農林大臣は、前条の提出書類を審査の上、都道府県又はその他の試験研究機関別に、毎年三月三十一日までに、本章の目的のために定められた予算の範囲内において、事業を指定し事業別に資金の割当を決定しなければならない。但し、予算成立の遅延のため三月三十一日までにその決定ができない場合には、予算成立後一箇月以内にこれを決定しなければならない。

## (助成の承諾)

第六条 都道府県又はその他の試験研究機関は、前条の規定により割当の決定を受け、これを承諾するときは、その割当決定に基いて実施する旨の承諾書を、遅滞なく農林大臣に提出しなければならない。承諾書には、左に掲げる書類を添付しなければならない。



- 一 事業実施計画書
- 二 收支予算書（委託の場合には経費見積書）  
（計画の変更）

第七条 都道府県又はその他の試験研究機関が承諾書を提出した後、前条各号の書類に記載した事項に重要な変更を加えようとするときは、予め農林大臣の承認を受けなければならない。

（資金の流用禁止）

第八条 本章の規定により交付される資金は、直接間接を問わず、これを諸建物の購入、建造、保全若しくは修理若しくは土地の購入若しくは借入に使用し、又は指定された事業以外に、若しくは指定された事業の間に流用してはならない。

（資金の還付）

第九条 農林大臣は、本章の規定により資金の交付を受けた都道府県又はその他の試験研究機関が左の各号の一に該当するときは、資金の全部又は一部の還付を命ずることができる。

- 一 前二条の規定に違反したとき。
- 二 支出額が予算額に比し減少したとき。

2 農林大臣は、都道府県又はその他の試験研究機関が前項の規定により還付を命ぜられた場合正当な理由がないのに還付しないときは、当該都道府県又はその他の試験研究機関に対する資金の割当又は交付をしない。

（收支決算書）

第十条 本章の規定により資金の交付を受けた都道府県又はその他の試験研究機関は、農林大臣の定める様式により、收支決算書を、次年度六月三十日までに農林大臣に提出しなければならない。

（年次報告書）

第十一条 農林大臣は、毎年度、都道府県又はその他の試験研究機関が本章の規定により資金の交付を受けて実施した事業に農業に関する国立の試験研究機関の試験研究事業を檢討整理しなければならない。

2 農林大臣は、前項の檢討整理の結果及び本章の目的のために定められた予算の支出額の年次報告書を作成し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

3 内閣は、前項の年次報告書を、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四十条の規定による歳入歳出決算の添付書類として、国会に提出するものとする。

（異議の申立）

第十二条 農林大臣は、二年以上継続して資金を交付することを承認した試験研究事業につき、その継続に必要な予算が成立している場合において、都道府県又はその他の試験研究機関が左の各号の一に該当することを事由として当該資金の割当又は交付をしないときは、その事実及び事由を遅滞なく内閣総理大臣に報告すると共に当該都道府県又はその他の試験研究機関に通知しなければならない。

- 一 第四条第二項の承認がないこと。
- 二 第九条第一項の規定により命ぜられた資金の還付をしないことにつき正当な理由がないこと。
- 三 提出した国業計画の内容が不相当であること。

2 前項の通知を受けた都道府県又はその他の試験研究機関は、その通知に係る事由に不服があるときは、その通知を受けた日から一箇月以内に、内閣総理大臣に対し異議の申立をすることができる。

3 内閣総理大臣は、前項の異議の申立があつたときは、その申立を受けた日から一箇月以内にその可否を決定しなければならない。異議の申立を正当と認める決定があつたときは、農林大臣は、当該資金の割当又は交付をしなければならない。

4 農林大臣は、第二項の期間内に異議の申立がない場合又は異議の申立を不当と認める決定があつた場合には、当該資金を

## 一 事業実施計画書

## 二 収支予算書（委託の場合には経費見積書）

## （計画の変更）

第七条 都道府県又はその他の試験研究機関が承諾書を提出した後、前条各号の書類に記載した事項に重要な変更を加えようとするときは、予め農林大臣の承認を受けなければならない。

## （資金の流用禁止）

第八条 本章の規定により交付される資金は、直接も間接をも問わず、これを諸建物の購入、建造、保全若しくは修理若しくは土地の購入若しくは借入に使用し、又は指定された事業以外に、若しくは指定された事業の間に流用してはならない。

## （資金の還付）

第九条 農林大臣は、本章の規定により資金の交付を受けた都道府県又はその他の試験研究機関が左の各号の一に該当するときは、資金の全部又は一部の還付を命ずることができる。

## 一 前二条の規定に違反したとき。

## 二 支出額が予算額に比し減少したとき。

2 農林大臣は、都道府県又はその他の試験研究機関が前項の規定により還付を命ぜられた場合正当な理由がないのに還付しないときは、当該都道府県又はその他の試験研究機関に対する資金の割当又は交付をしない。

## （収支決算書）

第十条 本章の規定により資金の交付を受けた都道府県又はその他の試験研究機関は、農林大臣の定める様式により、収支決算書を、次年度六月三十日までに農林大臣に提出しなければならない。

## （年次報告書）

第十一条 農林大臣は、毎年度、都道府県又はその他の試験研究機関が本章の規定により資金の交付を受けて実施した事業に農業に関する国立の試験研究機関の試験研究事業を檢討整理しなければならない。

2 農林大臣は、前項の檢討整理の結果及び本章の目的のために定められた予算の支出額の年次報告書を作成し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

3 内閣は、前項の年次報告書を、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四十条の規定による歳入歳出決算の添付書類として、国会に提出するものとする。

## （異議の申立）

第十二条 農林大臣は、二年以上継続して資金を交付することを承認した試験研究事業につき、その継続に必要な予算が成立している場合において、都道府県又はその他の試験研究機関が左の各号の一に該当することを事由として当該資金の割当又は交付をしないときは、その事実及び事由を遅滞なく内閣総理大臣に報告すると共に当該都道府県又はその他の試験研究機関に通知しなければならない。

## 一 第四条第二項の承認がないこと。

## 二 第九条第一項の規定により命ぜられた資金の還付をしないことにつき正当な理由がないこと。

## 三 提出した国業計画の内容が不適當であること。

2 前項の通知を受けた都道府県又はその他の試験研究機関は、その通知に係る事由に不服があるときは、その通知を受けた日から一箇月以内に、内閣総理大臣に対し異議の申立をすることができる。

3 内閣総理大臣は、前項の異議の申立があつたときは、その申立を受けた日から一箇月以内にその可否を決定しなければならない。異議の申立を正当と認める決定があつたときは、農林大臣は、当該資金の割当又は交付をしなければならない。

4 農林大臣は、第二項の期間内に異議の申立がない場合又は異議の申立を不当と認める決定があつた場合には、当該資金を

他の都道府県又はその他の試験研究機関に割り当てることができる。

五二

(助成の目的)

第三章 農業に関する普及事業の助長

第十三条 政府は農民が農業及び農民生活に関する有益且つ実用的な知識を取得交換し、それを有効に応用することができるように、都道府県が農林省と協同して行う農業に関する普及事業を助長するため、本章の規定に従い、都道府県に対し補助金を交付する。

2 この法律は、個人的寄附又は農業協同組合その他政府若しくは都道府県以外の団体によつて支持されている普及事業を打ち切り、又は退歩させる意図があるを解すべきではない。

(協同農業普及事業)

第十四条 本章の規定により補助金を交付される「協同農業普及事業」とは、専門指導員の巡回指導、農場展示、出版物の配付その他の手段により、農民に対し農業及び農民生活の改善に関する教示及び実地展示をすることをいう。

2 前項の普及事業は、農林大臣と本章の規定により補助金の交付を受ける都道府県のが協議して定める方針に従つてこれを実施するものとする。

(助成の申請)

第十五条 本章の規定により補助金の交付を受け、又は受けようとする都道府県は、毎年一月三十一日までに、農林大臣の定める様式により、補助金の交付申請書を、次年度において施行しようとする事業の計画書及び経費見積書並びに過去一箇年間に於ける普及事業の実績報告書と共に、農林大臣に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書は、いずれの年度においても、都道府県が本章の規定により次年度の補助金の割当の決定を受ける以前において、農林大臣の承認を受けなければならない。その承認を受けないものは、次年度の補助金の割当の決定を受けるこ

とができない。

(補助金の割当)

第十六条 農林大臣は、前条の提出書類を審査の上、毎年三月三十一日までに、本章の目的のために定められた予算の範囲内において、左の各号の規定に従い、都道府県別に補助金の割当を決定しなければならない。

但し、予算成立の遅延のため三月三十一日までにその決定ができない場合には、予算成立後一箇月以内にこれを決定しなければならない。

一 当該予算総額の四割五分は、各都道府県の農業人口に応じて各都道府県に配分する。

二 当該予算総額の四割五分は、各都道府県の耕地面積に応じて各都道府県に配分する。

三 当該予算総額の一割は、天災又は農業資源の開発不十分のため農業改良に必要な協同農業普及事業を施行することが困難である都道府県及び農業の発展のため緊要な協同農業普及事業の施行を必要とする都道府県に配分する。

2 前項第一号及び第二号の規定により都道府県に配分される補助金の額が、当該都道府県において協同農業普及事業を維持するためその年度に支出する都道府県費の倍額を超えるときは、その超える部分については、当該都道府県は、これを受領することができなく。

(助成の承諾)

第十七条 都道府県は、前条の規定により割当の決定を受けこれを承諾するときは、その割当決定に基づいて実施する旨の承諾書を、遅滞なく農林大臣に提出しなければならない。承諾書には、左に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 事業実施計画書
- 二 収支予算書

(計画の変更)

五四

第十八条 都道府県が承諾書を提出した後、前条各号の書類に記載した事項に重要な変更を加えようとするときは、予め農林大臣の承諾を受けなければならない。

(補助金の流用禁止)

第十九条 本章の規定により交付される補助金は、直接も間接をも問わず、これを諸建物の購入、建造、保全若しくは修理、土地の購入若しくは借入、研究若しくは普及のための農場の経営、取締事務その他本章に規定する目的以外の目的に使用してはならない。

(補助金の還付)

第二十条 農林大臣は、本章の規定により補助金の交付を受けた都道府県が左の各号の一に該当するときは、補助金の全部又は一部の還付を命ずることができる。

- 一 前二条の規定に違反したとき。
- 二 支出額が予算額に比し減少したとき。

2 農林大臣は、都道府県が前項の規定により還付を命ぜられた場合正当な理由がないのに還付しないときは、当該都道府県に対する補助金の割当又は交付をしない。

(収支決算書)

第二十一条 本章の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、農林大臣の定める様式により、収支決算書を、次年度六月三十日までに農林大臣に提出しなければならない。

(年次報告書)

第二十二条 農林大臣は、毎年度、本章の目的のために定められた予算の支出額及び本章の規定により補助金の交付を受けて実施した事業の結果の年次報告書を作成し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

2 内閣は、前項の年次報告書を、財政法第四十条の規定による歳入歳出決算の添付書類として、国会に提出するものとする。

(異議の申立)

第二十三条 農林大臣は、都道府県が左の各号の一に該当することを事案として第十六条第一項第二号及び第二号の規定による補助金の割当又は交付をしないときは、その事実及び事案を遅滞なく内閣総理大臣に報告するに共に当該都道府県に通知しなければならない。

- 一 第十五条第二項の承認がないとき。
- 二 第二十条第一項の規定により命ぜられた補助金の還付をしないことにつき正当な理由がないとき。
- 2 前項の通知を受けた都道府県は、その通知に係る事案に不服があるときは、その通知を受けた日から一箇月以内に、内閣総理大臣に対し異議の申立をすることができる。
- 3 内閣総理大臣は、前項の異議の申立があつたときは、その申立を受けた日から一箇月以内にその当否を決定しなければならない。異議の申立を正当と認める決定があつたときは、農林大臣は、当該補助金の割当又は交付をしなければならない。
- 4 農林大臣は、第二項の期間内に異議の申立がない場合又は異議の申立を不当と認める決定があつた場合には、当該補助金を不要額とする。

### 附 則

第二十四条 この法律施行の期日は、その公布の日から三箇月を超えない期間内において、政令でこれを定める。

第二十九条 第四条第一項及び第十五条第一項に規定する書類の提出に関しては、昭和二十三年度に限り、同条の規定にかかわらず、農林大臣の指示するところによるものとする。

2 第四条第二項及び第十五条第二項の規定は、昭和二十三年度に限り、これを適用しない。

第二十六条 第五条及び第十六条第一項中割当の期日に関する規定は、昭和二十三年度に限り、これを適用しない。

第二十七条 第十六条第二項の規定は、昭和二十三年度に限り、これを適用しない。

第二十八条 産業試験費講習費国庫補助法（明治三十九年法律第九号）は、これを廃止する。

大藏大臣	北村徳太郎
農林大臣	永江一夫
内閣総理大臣	芦田均

静岡縣條例第四十一號

静岡縣農業改良事業例を次のように定める。

昭和二十四年九月二十八日

静岡縣知事 小林武治

静岡縣農業改良事業條例

第一章 總 則

第一条 農業改良事業は、農業改良助長法（昭和二十三年法律第六十五号）に定めてあるものゝ外、この條例によつて行ふ。

第二条 農業改良事業に関する重要事項を調査審議し、又はその遂行に協力するため、県に農業改良委員会及び知事の定める地区に、それ〴〵地区農業改良委員会を置く。

第二章 縣農業改良委員会

第三条 縣農業改良委員会（以下県委員会という）は、知事の諮問に応じ、概ね左に掲げる事項を調査審議する。

- 一 農業改良事業に関する重要計画の樹立並びにその施行に関する事項
  - 二 地区の区分及び各地区における農業改良普及員の数に関する事項
  - 三 農業改良普及員の資格試験委員会の委員の選任に関する事項
  - 四 農業に関する普及事業計画と試験研究計画との密接な連絡に関する事項
- 県委員会は、前項各号に掲げる事項について、知事に建議することができる。
- 第四条 県委員会は、委員九名をもつて組織する。

委員九名の中五名は、知事の定める資格を有する農民の中から地区農業改良委員会の委員の選挙によつて選出された者につき知事が任命し、一名は農業教育者、他の三名は農業に係のある学識経験者の中から、それぞれ知事が選任する。

第五条 委員の任期は三年とし、一年ごとに定数の三分の一を選任する。但し、再任を妨げない。

補欠委員はその前任者の残任期間在任する。

第六条 県委員会の委員長は、委員の互選による。

第七条 県委員会の運営について必要な事項は、知事が別に定める。

### 第三章 地区農業改良委員会

第八条 地区農業改良委員会（以下地区委員会という）は、知事の諮問に応じ、概ね左に掲げる事項を調査審議する。

一 当該地区に勤務する農業改良普及員の選考に関する事項

二 当該地区における農業改良事業の実施に関する事項

地区委員会は、前項各号に掲げる事項について知事に建議することができる。

第九条 地区委員会は、概ね委員五名乃至十五名をもつて組織する。

委員は市町村長が市町村議会の同意を得て知事の定める資格を有する農民の中から選定したものについて、知事が任命し、市町村別の委員数は、農業人口、耕地面積その他農業事情により知事が別に定める。

第十条 地区委員会の委員の任期は二年とし、再任を妨げない。

補欠委員は、その前任者の残任期間在任する。

第十一条 地区委員会の委員長は、委員の互選による。

### 第四章 職員

第十二条 農業改良事業に従事する職員は、専門技術員及び農業改良普及員その他必要な職員とする。

前項の職員は、供出、割当、配給取締及び検査等の行政事務を担当することはできない。

第十三条 専門技術員は、概ね左に掲げる職務に従事する。

一 農業改良普及員に対し農業技術の普及及び農民生活の改善に関し、専門的知識を與えること。

二 農業改良普及員を援助して、専門的事項又は困難な事項について、指導を行うこと。

三 試験場、専門学校及び大学の研究者と協力して、農業生産の増大、農業及び農民生活の改善について、農業改良普及員及び農民の用に供するため、パンフレットその他の印刷物を作成すること。

第十四条 農業改良普及員は、各地区において勤務し、農民に対し農業改良事業を実施する。

第十五条 専門技術員及び農業改良普及員の資格試験及び採用は、知事が別に定めることによる。

第十六条 知事は、農業改良普及員の資格試験を行い、その有資格者名簿を整備し、地区委員会に提供する。

### 附 則

第十七条 この条例は、公布の日から施行する。

第十八条 第五条の規定にかかわらず、第一期の県委員会の委員の三分の二の者の任期はその半数が一年、他の半数が二年とする。

前項の委員は、知事の専任するものについては知事の定めることにより、農民の選挙により、知事が任命するものについては抽せんによつてその任期を定める。

第十九条 静岡県同業普及事業条例（昭和二十三年静岡県条例第七十一号）は廃止する。

（静岡県公報第六一〇三号）  
（昭和二十四年九月二十八日登載）

静岡縣規則第百十七號

静岡農農業改良普及職員資格試験施行規則をここに制定する。

昭和二十四年十二月二十七日

静岡農知事 小林 武治

静岡縣農業改良普及職員資格試験施行規則

第一条 知事は、この規則に基いて農業改良普及職員資格試験（以下試験という）を施行する。  
第二条 試験は、毎年一回期日（おとむね一月頃とする）を定めて行う。ただし、ごくに必要なときは、臨時に行うことがある。

第三条 試験を行うときは、試験実施期日、場所、受験願書の受付期間、試験項目、その他、試験施行上の重要な事項を試験実施期日の二ヶ月以前に公示する。ただし臨時に試験を行うときは前項の期間を一ヶ月まで短縮することができる。  
第四条 試験は、農業改良普及員と生活改良普及員とに区別して行う。ただし専門技術員に対する試験は別に定める。  
第五条 試験は、筆記試験、実地試験、社会常識検査、および人物検査とする。

一 筆記試験は旧専門学校卒業程度において行い、次の必須項目と選択項目とについて行う。  
選択項目は、次のうちから適宜二項目を選定受験させるものとする。  
農業改良普及員に対するもの。

- |         |      |
|---------|------|
| 必須項目    | 選択項目 |
| 作物および園藝 | 農業氣象 |
| 畜産      | 植物生理 |

- |         |           |
|---------|-----------|
| 土壤および肥料 | 家畜生理および衛生 |
| 病害蟲     | 家畜飼養      |
| 農機具     | 農畜産加工     |
| 農業経営    | 農業簿記      |
| 農政時事問題  | 林業一般      |
|         | 農業土木      |

生活改良普及員に対するもの。

- |           |        |
|-----------|--------|
| 必須項目      | 選択項目   |
| 農業一般      | 教育     |
| 家事経済      | 教育     |
| 被服および住居   | 看護     |
| 食物と栄養     | 家庭物理化学 |
| 家庭保健および衛生 | 家庭生物   |
| 作文        |        |

二 実地試験は、実地指導上必要な智識技能について行う。  
三 社会常識検査は、改良普及員として必要な社会常識について行う。  
四 人物検査は、改良普及員として必要な個人的、公民的能力、および社会的、道德的適應性について行う。  
第六条 試験を受けようとする者は、次の書類を指定期日までに知事に提出するものとする。  
一 受験願書（書式一）

- 一 選抜項目申込書
  - 一 履 歴 書（書式二）
  - 一 写 眞（半身手札型）
  - 一 学校卒業証明書、または卒業見込証明書、あるいは試験検定合格証明書
  - 一 受験有資格たることを証明する資料
  - 一 身体検査書
- 第七条 受験資格を有するものは次に掲げるものとする。
- 一 旧制中等学校（旧制乙種農学校を含む）、または新制高等学校を卒業し、卒業後三ヶ年以上次の経歴を有するもの。
    - イ 国、公共団体、もしくは法人立の農業または家政に関する試験研究、教育機関において試験研究、もしくは教育に従事した者。
    - ロ 国、公共団体、もしくは法人の組織において農業もしくは家政に関する実務、もしくは普及事業に従事した者。
  - 二 農業または家政に関する旧制専門学校、新制短期大学、都道府県立農業講習所、もしくはこれに準ずる教育機関の卒業者、およびその年の三月卒業見込の者。
  - 三 農業または家政に関する旧制もしくは新制大学の卒業者およびその年の三月卒業見込の者。
  - 四 知事が、前各号の資格と同等以上の実力があるを認めて、試験委員会の審査答申により受験資格を附與した者。
- 第八条 受験資格を有するもので、国、都道府県の技官または技術吏員として最近五ヶ年間に三ヶ年以上、農業、または家政に関する試験研究、教育実務もしくは普及事業に従事した者で、改良普及員になろうとする者について試験委員会の審査答申により、よくに知事が資格があるを認めた場合は、試験によることなく改良普及職員資格を附與することができる。
- 第九条 知事は、試験施行後一ヶ月以内に試験合格者の氏名を公示するに合格者に対し、合格証明書（書式三）を附與する。

前条により認定した者には資格認定書（書式四）を附與する。

第十条 試験に合格した者の農業改良普及員および生活改良普及員としての資格は、各都道府県間に共通のものとする。

第十一条 合格証明書または資格認定書を亡失もしくは損じたときは、本人の申請により、知事は再交付することができ

る。

第十二条 試験は、県農業改良普及職員資格試験委員会（以下試験委員会という）が担当するものとする。

第十三条 前条の試験委員会は次によるものとする。

- 一 委員会の構成
  - 委員会は七人程度の委員で構成する。
  - 委員会に委員長を置き、委員の互選による。
  - 公共職追放令該当者は、委員になることができない。
- 二 委員の選任
  - 委員は、学識経験者、関係官公吏その他必要を認める者の中から、県農業改良委員会の意見をきいて、知事が任命または委嘱する。

三 委員の任期

委員の任期は一年とし、再任を妨げない。

補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

四 委員会の任務

① 受験志願者の資格審査。



- (四) 試験員を知事に推せんすること。
  - (五) 受験者の合格、非合格の判定および知事への答申。
  - (六) 第八条の無試験資格認定に関する審査および知事への答申。
  - (七) 試験施行上必要な事項の調査審議。
- 第十四条 知事は、試験施行に関し、あらかじめ期日、場所、方法その他委員会の運営等について農林省に協議するものとする。
- 第十五条 知事は、試験終了後二ヶ月以内に試験の実施状況について農林省に書面で報告するものとする。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

静岡県農業改良普及技術職員資格試験施行規則（昭和二十三年十一月二日静岡県規則第五十五条）は廃止する。

書式一（用紙半紙）

受 験 願 書	
本 籍 現 住 所 氏 名（ふりがなをつけること） 私儀農業（生活）改良普及職員資格試験を受けたいので書類を具してお願いいたします。 昭和 年 月 日 右 氏	生 年 月 日 名 印
知 事 殿	

書式二

履 歴 書	
本 籍 現 住 所 氏 名（ふりがなをつけること） 生 年 月 日	学 業 一、年 月 日 何学校何科第何学年入学 二、年 月 日 何学校何科卒業（又は何学年中途退学又は何学年在学中） 三、年 月 日 業務 一、年 月 日 何官職拜命若しくは何業に従事（職務内容を詳細に且つ明確に記入すること。巻末の例参照） 二、年 月 日 賞 何事由に依り退職若しくは廃業 三、年 月 日 賞 何事由に依り何賞何罰を受く 四、年 月 日 罰 何事由に依り何賞何罰を受く 五、年 月 日 身上に関する事項 六、年 月 日 何事由に依り何と改氏名等 七、年 月 日 何事由に依り何と改氏名等
一、就業年月日 二、離職又は轉職年月日 三、右の継続して従事した期間 何年何ヶ月 四、職務内容 イ、職 名……………例えば何々県技術吏員（二級） ロ、内 容……………稻の栽培法改良に関する試験 ハ、勤務機関名……………何々県農事試験場	
一、賞罰は経歴上特に重要な事項 二、身上に関する事項は族称氏名の変更等身上の異動を記載すること。 業 務 記 載 例 （記載注意）	

書式三

昭和	年	第	号
合格證明書			
氏本 名籍			
(農業(生活)改良普及職員資格試験に合格したことを證明する)			
昭和	年	月	日
知事			

書式四

昭和	年	第	号
有資格認定書			
氏本 名籍			
(農業(生活)改良普及職員の有資格者たることを認定する)			
昭和	年	月	日
知事			

(静岡県公報号外昭和二十四年十二月二十七日登載)

静岡縣告示第三百十三號

静岡県立農業講習所規定を次のように定める。

昭和二十四年六月十四日

静岡県知事 小林 武治

静岡縣立農業講習所規程

第一章 總 則

第一条 静岡県立農業講習所(以下講習所という)を静岡市北安東町八五一番地に置き、農業改良普及員等の養成並びにその再教育を行うを目的とする。

第二条 講習所における講習は、本県の農業の特殊性を重んじ、試験研究機関との有機的な結合により、左の各号について行う。

- 一 農業に関する知識及び技術の修得。
- 二 農業経営に関する総合的な知識及び技術の修得。
- 三 農業に関する普及技術の修得。

第三条 講習所に所長その他必要な職員を置く。所長は、知事の指揮監督を受け所務を掌理する。

第四条 講習所の講習期間は二箇年とする。所長に事故があるときは上席の者がその職務を代理する。

第五条 講習所の講習生の定員は六十名とする。

書式三

六六

昭和 年 第 号

合格證明書

農業(生活)改良普及職員資格試験に合格したことを證明する

昭和 年 月 日

氏本 名籍

生 年 月 日

知 事 印

書式四

昭和 年 第 号

有資格認定書

農業(生活)改良普及職員の有資格者たることを認定する

昭和 年 月 日

氏本 名籍

生 年 月 日

知 事 印

(静岡県公報号外昭和二十四年十二月二十七日登載)

静岡縣告示第三百十三號

静岡県立農業講習所規定を次のように定める。

昭和二十四年六月十四日

静岡県知事 小林 武治

静岡縣立農業講習所規程

第一章 總 則

第一条 静岡県立農業講習所(以下講習所という)を静岡市北安東町八五一番地に置き、農業改良普及員等の養成並びにその再教育を行うを目的とする。

第二条 講習所における講習は、本県の農業の特殊性を重んじ、試験研究機関との有機的な結合により、左の各号について行う。

- 一 農業に関する知識及び技術の修得。
- 二 農業経営に関する総合的な知識及び技術の修得。
- 三 農業に関する普及技術の修得。

第三条 講習所に所長その他必要な職員を置く。所長は、知事の指揮監督を受け所務を掌理する。

第四条 講習所の講習期間は二箇年とする。所長に事故があるときは上席の者がその職務を代理する。

第五条 講習所の講習生の定員は六十名とする。

第二章 入所、休所、退所及び賞罰

- 第六条 講習所の入所出願資格者は、左の各号の一に該当するもので身体強健志操堅実な者とする。
  - 一 農業を主とする新制高等学校の卒業生。
  - 二 甲種農学校卒業後一箇年以上農業に関する試験研究機関又は教育機関において試験研究又は教育に従事した者。
  - 三 甲種農学校卒業後一箇年以上農業に関する普及事業に従事した者。
- 第七条 入所希望者は、入所願書(様式第一号)に履歴書(様式第二号)戸籍抄本、最終学校の成績証明書及び本人の写真(無帽半身像)を添えて別に公示する期日までに所長に提出しなければならない。但し第七条第二号及び第三号に該当するものは、所定の経験を証する証明書を添付しなければならない。
- 第八条 入所希望者に対しては、筆記試験、口答試問、人物検査及び体格検査等を行う。前項の筆記試験、口答試問、人物検査並びに体格検査の実施の期日、場所、試験項目その他募集に関し必要な事項は毎年これを公示する。
- 第九条 入所を許可された者は、入所後直ちに、本県内に居住する成年者で独立の生計を営む者一人を保証人に定め、保証書(様式第三号)を所長に提出しなければならない。保証人が死亡した場合又は保証人としての資格を失つた場合は、前項の規程により更に保証人を定め、直ちに保証書を所長に提出しなければならない。
- 第十条 講習生は、寄宿舎に入舎するものとする。但し、己むを得ない理由により所長が許可した場合はこの限りでない。
- 第十一条 講習生又は保証人が、その住所氏名を変更した場合は、直ちに所長に報告しなければならない。
- 第十二条 講習生は、病氣その他やむを得ない理由により所長の許可を受けた場合は、休所又は退所することができる。

- 第十三条 所長は、成業の見込のない者又は本規程に違反した者に退所を命ずることがある。
- 第十四条 講習所の所定の課程を修了した者には、卒業証書(様式第四号)を授與する。
- 第十五条 所長は学業成績及び操行の優秀な者を褒賞することがある。

第三章 講習課程及び休業日

- 第十六条 講習所の講習課程は、これを三期に分ち、毎年四月一日に始まり翌々年三月三十一日をもって終る。
- 第十七条 教授科目及びその時間数は左の通りとする。但し、所長が講習上必要と認める場合は適宜変更することができる。

教科目	区			計	備考
	一期	二期	三期		
農業汎論	三〇			三〇	
植物生理	三〇	三〇		六〇	
育種	四五			四五	
作物	一九五	一八〇		三七五	飼料作物工芸作物を含む
園芸	一三五	一六五		三〇〇	果樹を含む
肥料	七五	一一〇		一九五	肥料分析及施肥堆肥の実習を含む
土壌	七五			七五	
病害	七五	一〇五		一八〇	
畜産汎論	七五	九〇		一六五	
家畜生理衛生	三〇			三〇	家畜伝染病を含む
家畜繁殖	七五			七五	家畜人工授精術の実習を含む



様式第一号 (用紙半紙)

入 所 願 書

この度貴所講習生として入所したいから別紙履歴書成績証明書及び戸籍抄本に写真添えてお願いします。

静岡県立農業講習所長 氏 名 殿

年 月 日 生 がな 氏 がな

様式第二号 (用紙半紙)

履 歴 書

本 籍  
現 住 所

本籍筆頭者との続柄

氏 がな

年 月 日 生 がな 氏 がな

氏

名 がな

- 一、学 業
- 二、業 務
- 三、賞 罰

右の通り相違ありません。

年 月 日

様式第三号 (用紙半紙)

収 入  
印 紙

誓 約 書

この度入所を許可されたについては規程等を堅く守り、専心勉強することを誓います。

本 籍  
現 住 所

本人 氏

年 月 日 生 がな 氏 がな

右 年 月 日

この度入所を許可されたについては規程等堅く守らせ、なお本人在所中の一切の事件は我々が引き受けます。

本 籍

現 住 所

職 業

本人との関係

右保証人 氏

名 がな

本 籍

現 住 所

職 業

本人との関係

右保証人 氏

名 がな

静岡県立農業講習所長 氏 名 殿

様式第四号

第 号

卒業證書

氏

年月日生名

右の者本所の課程をおさめ、これを卒業したことを證する。

年 月 日

静岡県立農業講習所長

氏

名 印

(静岡県公報第六〇六四号 昭和二十四年六月十四日登載)

### 静岡県立富士経営傳習農場の概要

#### 一 位置

富士郡白糸村大字東原にあり。  
白糸滝の西方標高五二〇米、南面に緩傾斜する丘陵地帯にして富士宮市の北方約三里に位置する。  
交通は富士宮市よりバスによる。

#### 二 農場の概要

##### 1. 設立の主旨

昭和十七年経済更生運動の一環である修練農場として発足したが、終戦に伴つてこれを轉換、農業改良普及事業の発足と共に経営傳習農場と改名された。教育は全員合宿の上職員、講習生協力者の眞剣なる農業勤勞によつて播種、耕作、收納、加工、家畜飼養、食生活に至る迄の一貫実習を高度に行い、これが実施過程において経営の全般及びこれに伴う学科及び寮における自治協同生活の一切を教材として、農業経営の技能、技術及び心身の練磨向上を図り、眞に農を以て自己の崇高なる使命を自覚し、將来自営農民として努力すると共に改良普及員および協力者乃至青少年クラブの中核者となるべき有爲な青年を養成するにある。

##### 2. 訓練施設

イ 土地

水田 一町七反五畝  
畑 五町五反八畝  
原野、山林 三町五反二畝  
宅地 三町二反三畝  
建物

事務室、宿舍、講堂、炊事浴場、食堂、管理室、加工場、堆肥舎、農具舎、作業場、畜舎等十五棟

七六

ハ 家畜 家禽  
馬、乳牛、和牛、綿羊、山羊、豚、鶏、家鴨  
ニ 農機 具

ブラウカ、ルチベーター、ハロー、培土機、畦立機、人力カルチカッター、動力脱穀機、糶摺機、散粉機、噴霧機、発動機、モーター、トラック、精米、精麦機、製粉機、搾油機、粉碎機、豆腐製造機、馬車等

三 専修期間

本科生……………一ケ年

専習科生……………一ケ年

但し更に研修を希望するものは一ケ年延長することができる。

四 必修作業及学科

作 業

普通 作物……………麦類、芋類、陸稻、豆類、雜穀

水田 作物……………水稻

飼料 作物……………青刈作物栽培、牧草、埋草作業

園 藝……………育苗、蔬菜、花卉

畜 産……………家畜飼養、管理、乾草作業、堆厩肥作業

加 工……………製粉、精米麦、藁竹工品

農 機 具……………畜力作業、簡易修理  
林 産……………植林、材木、製炭、原板測量  
その他高冷地営農に関する実習

学 科

作物、植物生理、園藝、土壌肥料、畜産、病虫害、農業経営、社会科教学、生活改善  
リクリエーション、体操、各種ゲームその他

その他青少年クラブの活動要領に則り生徒の自主的な活動によつてプロジェクトメソッドを採用し、生産プロジェクト試験プロジェクトに分けて各人が選択した一問題をえらんで実施し、計画、記帳、集計等担当者がその責任を負う。

五 募集人員及入所資格

本科生 人員 約六〇名

資 格 新制中学卒業程度以上にして身体強健、農業実習に耐え得る者

専習科生 人員 男子若干名

資 格 農業に経験を有する年令満十七才以上にして身体強健なる者

六 経 費

一 授業料、宿舍費

無 料

二 食 費

受配主食代実費

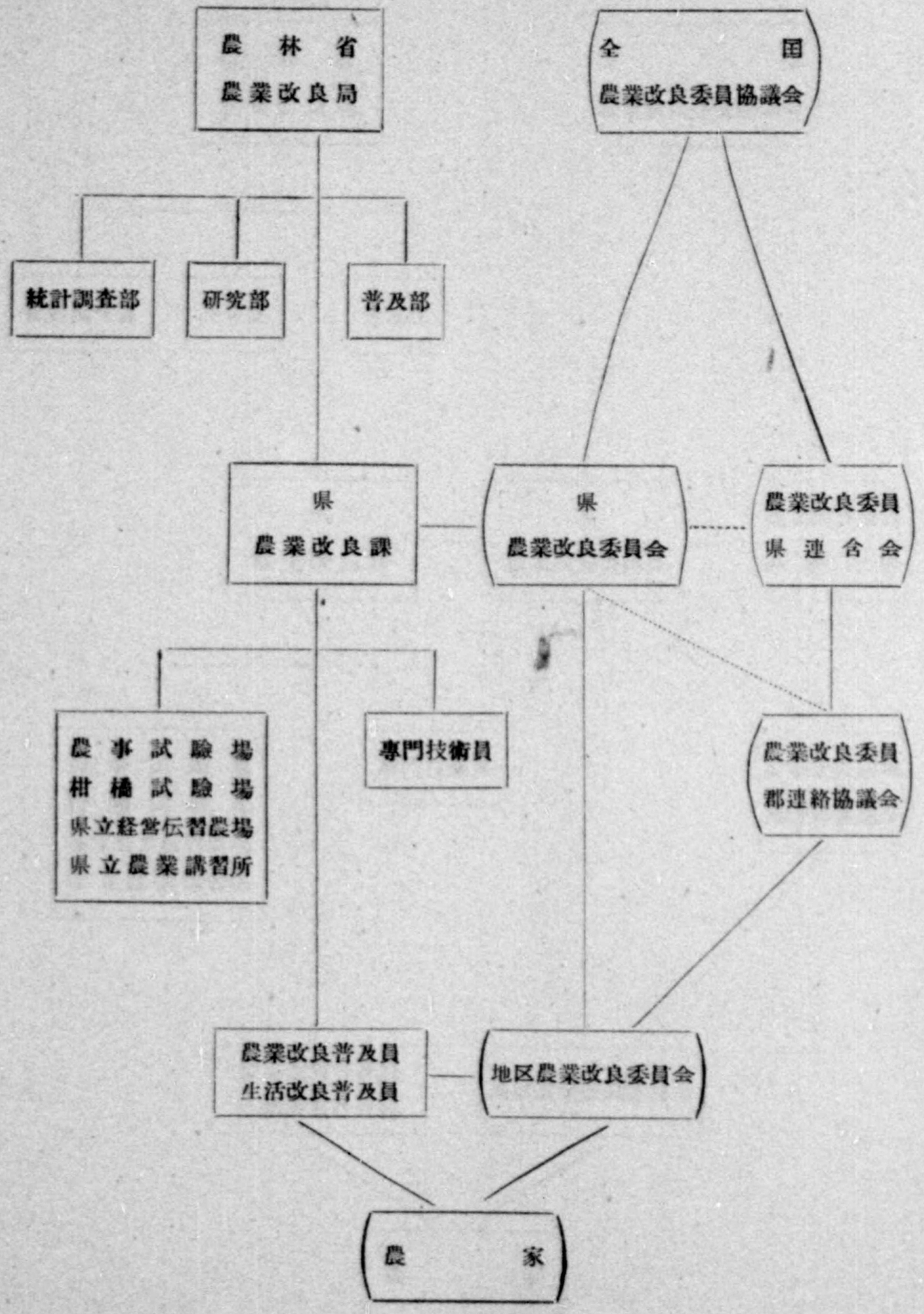
三 教科書代

一ケ年五百円程度

七 入場志願手続



農業改良普及事業組織図



八 應募時期

入場志願者は入場志願者履歴書、本人家庭の農業概要書（経営主、耕作反別、家畜飼育数等）に最終学校成績書、戸籍抄本、推薦書二通（1地区農業改良委員会、2市町村長、農協長、学校長、改良普及員、本場講習生の中）を添えて提出のこゝ。毎年三月十五日限り。

九 入場考査場所及範圍

但し特別に時限後においても入場せしむるこゝあり。本場において応募者について行い、考査範圍は口頭試問、身体検査とする。

群馬県条例第五十三号(農改)

群馬県農業改良事業条例を次の様に定める

昭和二十四年十一月八日

群馬県知事 伊能芳雄

群馬県農業改良事業条例

本条 農民の農業及び農民生活に関する有益且つ実用的な知識を取得交換しこれを有効に活用することが出来る様にする為県が行ふ農業改良事業の実施はこの条例の定める所に依る。

第二条 県に群馬県農業改良委員会(以下県委員会と云ふ)を置く。

第三条 県委員会は知事の諮問に応じて左に掲げる事項を調査審議する。

一 農業改良事業に関する計画の設定並びにその実施に関する事。

二 専門技術指導に従事する職員以下専門技術員として地区に駐在して農業普及事業に従事する職員

(以下改良普及員と云ふ)その他農業普及事業及び農業試験研究に従事する主要技術員の任命、

及び解任に関する事。

第四条 地区の区分及び地区における改良普及員の配置数に関する事

第五条 農業に関する普及事業計画と試験研究計画との密接な連絡に関する事

五、前項各号に掲げるものの外、農業改良事業に関する重要事項に関する事。

○果委員会が市町村各号に掲げる事項に關して知事に対し意見を述べ又は農業普及事業に關する重要事項に關して市町村農業改良普及委員会が市町村各号(二)に於て発言する事が出来る

又三、農務委員会は会長及び委員十五人で組織する

二、会長は知事をして充てるが表決権は有しない。

三、委員は市町村各号に掲げる者にして知事が任命又は委嘱する。

一、市町村各号の委員は農務の中及び選挙した者十一人

二、農業教育に従事する者一人

三、畜産改良の者一人

4、前項各号の「農長」と「農内」に任ぜられた知事の定める回数の農長に於て農業を管する市町村に属する者で農業に従事する者年齢二十年以上のものをトす。

5、市町村各号の委員の選挙に於て、選挙区及び定数は別表の通りとしその他当該選挙に於て必要な事項は知事が定む。

オ四條 会長は会務を總理する

オ五條 委員任期は二年とする。但し再任を妨げない

2 補缺委員の任期は前任者の残任期間とする

3 委員は無給とする。但し委員はその職務を行ふ為に必要な費用の弁償を受けることが出来る

オ六條 地区にその地区を管轄区域とする地区委員会を置く

2 前項の地区は知事が以上の市町村の区域につき県委員会に諮つて定める

3 地区委員会は、知事の諮問に応じて左に掲げる事項を調査審議する

一 当該地区に駐在する改良普及員の選考に関する事

二 前号の改良普及員の勤務する事務所の指定に関する事

三 前二号に掲げるものの外、当該地区における農業普及事業に関する重要事項に関する事

4 地区委員会は当該地区に於ける農業普及事業に関する重要事項に關して知事又は県委員会に對意見を述べ

又は当該地区に駐在する改良普及員に對し助言する事が出来る

オ七條 地区委員会はオ三項の規定に依り当該地区内より選任された委員で組織する

2 地区委員の会長を置き委員を互選する

3 委員は、知事が県委員会に諮つて定めた方法に依り当該地区内の農民の中より選任する

4 前項の「農民」とは当該地区内に住所を有し知事の定める面積の農地について農業を営む世帯に属する者で農業に従事する年令満二十年以上のものをとする

オ八條地区委員会の会長は会務を総理する

ニ会長に事故ある時は委員の互選した者みその職務を代理する

オ九條地区委員会の委員の任期は二年とする。但し再選を妨げない

ニ補選委員の任期は前任者の残任期間とする

三委員は無給とする

オ十條この條例に定めるものを除く外、農事委員会地区委員会並にこれ等の委員会に委員に關し必要な手厚は規則で定める

オ十一條専門技術員改良普及員その他農業改良事業に従事する職員は、俸給、割当、配給、検査、取締等の行政事務を担当してはならない

オ十二條知事は農林大臣と協議して定める所に従い、専門技術員及び改良普及員の資格の試験又は審査を行い資格者名簿を作成し、専門技術員については農事委員会に改良普及員については農事委員会及び地区委員会に提供しなけれはならない

2 専門技術員及び改良普及員は知事と農林大臣と協議して定める資格を有する者であらなければならない  
 3 ヤニ類の資格の試験又は審査については必要を事項は知事定むる

附則

この條例は昭和三十三年四月一日より施行する

この條例施行後の最初の県委員会委員は五條一項の規定に拘らず、委員の定数を三分として決定する

群馬県協同農業青年事業條例(昭和三十三年群馬県條例第五十一号)は廃止する。



別表

群馬県農業改良委員会(農林省)管内各農区及公定農区

選挙区

第一区	第二区	第三区	第四区	第五区	第六区	第七区	第八区	第九区	第十区	第十一区
教多郡一市	群馬郡一市	止藤馬郡一市	多野郡一市	甘泉郡一市	碓氷郡一市	吾妻郡一市	利根郡一市	佐波郡一市	新田郡一市	山田郡一市

前橋市  
高崎市

伊達市  
桐生市  
太田市

政

定

人数

全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 一



(農改)

昭和二十六年二月十五日

群馬縣農業改良課長

關東地方民事部

ノブオ・ヨシオカ

殿

参考印刷物送付について

標記の件につき左記印刷物別紙の通り送付致しますから御查收下さい

記

昭和廿五年度普及計畫

群馬縣農業改良事業條例

群馬縣農業改良普及事務所設置規則

群馬縣農業改良普及事務所處務規程

群馬縣

群馬縣農業試驗場設置規則

群馬縣農業試驗場處務規程

群馬縣立農業講習所條例

群馬縣立農業講習所規則

農業改良普及事業月

経営	種	病虫害	土壌肥料	畜産	普及	生活改善	青少年
<p>諸生生活調査 調査指示計</p> <p>新米穀地用 曲米穀具調査</p>	<p>山間高冷地地方 苗代実地指導</p> <p>夏作に因り 育米指導</p>	<p>暑湿湯消毒 実地指導</p> <p>種別消毒実 地指導</p> <p>寺園場消毒 指導</p>	<p>年間を通じ 健全化の指導</p> <p>緑肥大豆の播種 と相腐敗の指導</p> <p>香茅草の病害 刺殺指導</p>	<p>山羊の春種付 水田養鶏 害虫の駆除 流胎の予防</p>	<p>展示用大豆種 子配布</p> <p>農業改良の より発行</p> <p>県民への告知</p>	<p>衣服の清潔 農繁期の栄 養生</p> <p>衛生生活改善 講習会</p>	<p>四Hクラブ 成研究会</p> <p>優良行事 作成配布</p>
<p>諸生生活調査 調査指示計</p> <p>新米穀地用 曲米穀具調査</p>	<p>平地地方苗代 実地指導</p> <p>多間直播栽培 実地指導</p> <p>陸稲豆類種穀 播種指導</p>	<p>白浅病 銹病 赤黴病 消毒指導</p>	<p>馬鈴薯 の追肥</p>	<p>梅雨時の家畜 の管理</p> <p>自給飼料の増産 蚊と家畜伝染病 野草の飼料の 畑植</p>	<p>展示用甘藷田 配付</p> <p>県民への告知</p> <p>農業改良の より</p>	<p>夏ホチ食物衛 生</p> <p>台所の掃きと 排泄物の保健 衛生</p>	<p>四Hクラブ ニ年度度 ガイドブック 作成配布</p>
<p>特殊農産物生 産実態調査</p> <p>夏作技術浸透 実態調査</p>	<p>陸稲早稲の實 地指導</p> <p>水田ニ四一便 用実地指導</p> <p>水田管理指導 玉置田舎管理</p>	<p>大豆黴虫指導 稲苞虫 紋稲病</p>	<p>水稻追肥指導 陸稲葉黄病 発生地の粟刺 撒布指導</p>	<p>山口の作り方 縮山羊の腰麻 痺の予防</p> <p>乾草の作り方 冬の飼料の 準備</p>	<p>山間僻地啓蒙 宣伝</p> <p>県民新聞 県民への告知</p> <p>ニ四一リーフレ ット</p>	<p>夏衣の洗濯 食品衛生</p> <p>畜舎堆肥金 の消毒</p> <p>乳幼児衛生育 成調査</p>	<p>四Hクラブ キヤンペ （赤城ハ ル）</p>
<p>特殊農産物生 産実態調査</p> <p>夏作技術浸透 実態調査</p>	<p>秋冬作研究 会(普及員 全体)</p> <p>二期作年録 実地指導</p>	<p>白菜根病 縮葉病 二化螟虫</p>	<p>水稻穂肥指導 甘藷の追肥指 導</p>	<p>縮山羊の腰麻 痺の予防</p> <p>乾草の作り方 冬の飼料の 準備</p>	<p>展示用秋蔬 菜種子配布</p> <p>農業改良の より</p> <p>県民への告知</p>	<p>夏衣の反仕未 粉食利用</p> <p>残暑の注意 結核菌素化</p>	<p>ク</p>
<p>特殊農産物生 産実態調査</p> <p>夏作技術浸透 実態調査</p>	<p>寒冷地方多 播指導</p> <p>稲種指導 秋冬作未端 指導</p>	<p>考種子消毒 指導</p> <p>雪腐病地帯 田圃選定</p>	<p>考用堆肥積 込指導</p> <p>紫雲英播種 の指導</p>	<p>縮山羊の種付 早春用青刈 飼料の栽培 リモットの利用</p>	<p>展示用秋蔬 菜種子配布</p> <p>農業改良の より</p> <p>県民への告知</p>	<p>ク</p>	





土 壤 肥 料	産	及	生 活 改 善	青 少 年 年 会 ブラスター作成 配布	放 送	訓 練	綜 合
の 施 肥 指 導 新 緑 肥 の 播 種 指 導	三 脚 架 乾 燥 残 葉 の 利 用 ウイロの 諸 込	農 業 改 良 だ ト 縣 民 の 不 知 せ 縣 民 新 聞 考 の 種 子 消 毒 ( リーフレント )	冬 期 衣 服 の 意 備 野 菜 の 貯 蔵 いなごの 採 集 食 餌 と 利 用 法 婦 人 大 会	四 月 クラ ブ 増 産 競 技 会 ( 予 選 ) ( 各 部 別 )	稻 の 採 種 考 の 種 の 消 毒		縣 郡 地 區 農 業 改 良 連 絡 協 議 会 縣 委 員 会 専 門 技 術 員 会 議
鬼 皮 の 防 止 其 諸 中 毒 の 防 止	鬼 皮 の 防 止 其 諸 中 毒 の 防 止	農 業 改 良 だ ト 縣 民 の 不 知 せ	麻 呂 類 の 衛 生 大 根 白 菜 の 漬 方 婦 人 大 会		考 の 晩 播 対 策		ク
石 灰 高 率 の 作 り 方 冬 期 間 の 家 畜 飼 養 指 導	石 灰 高 率 の 作 り 方 冬 期 間 の 家 畜 飼 養 指 導	農 業 改 良 だ ト 縣 民 の 不 知 せ	染 色 の 知 識 脂 肪 含 有 量 品 の 攝 取 と 調 理 婦 人 大 会	四 月 クラ ブ 研 究 表 表 会 ( 四 ヶ 所 ) 指 導 考 者 講 集 会 ニヶ 所 ( 前 橋 )	麦 の 管 理		ク
胃 軟 症 の 予 防 エ ン シ レ ー ジ の 使 い 方 飼 料 作 物 と 輪 作 の 設 計	胃 軟 症 の 予 防 エ ン シ レ ー ジ の 使 い 方 飼 料 作 物 と 輪 作 の 設 計	麦 作 研 究 会 ( ハ ン フ レ ン ト ) 農 業 改 良 だ ト 野 菜 配 除 ( リーフレント )	手 親 会 講 習 会 食 生 活 と 迷 信 冬 の 病 気 と 予 防 女 子 選 抜 農 業 生 活 講 習 会	四 月 クラ ブ 育 成 研 究 会 指 導 考 者 講 集 会 ニヶ 所	麦 追 肥 の 注 意		ク
骨 軟 症 の 予 防 家 畜 の 飼 養 指 導 畜 舎 の 改 善	骨 軟 症 の 予 防 家 畜 の 飼 養 指 導 畜 舎 の 改 善	展 示 用 種 子 貯 蓄 研 究 農 業 改 良 だ ト 縣 民 の 不 知 せ	食 生 活 と 迷 信 冬 の 病 気 と 予 防 女 子 選 抜 農 業 生 活 講 習 会	四 月 クラ ブ 大 会 ニヶ 所 ( 前 橋 渡 川 )	麦 の 管 理		ク
展 示 用 種 子 貯 蓄 研 究 農 業 改 良 だ ト 縣 民 の 不 知 せ	展 示 用 種 子 貯 蓄 研 究 農 業 改 良 だ ト 縣 民 の 不 知 せ	展 示 用 種 子 貯 蓄 研 究 農 業 改 良 だ ト 縣 民 の 不 知 せ	冬 衣 の 石 臼 末 台 所 改 善 研 究 会 女 子 選 抜 農 業 生 活 講 習 会	四 月 クラ ブ 大 会 ニヶ 所 ( 前 橋 渡 川 )	麦 の 管 理 ( 運 肥 を 含 む ) 馬 鈴 薯 石 臼 種 子 の 消 毒		ク
骨 軟 症 の 予 防 家 畜 の 飼 養 指 導 畜 舎 の 改 善	骨 軟 症 の 予 防 家 畜 の 飼 養 指 導 畜 舎 の 改 善	展 示 用 種 子 貯 蓄 研 究 農 業 改 良 だ ト 縣 民 の 不 知 せ	冬 衣 の 石 臼 末 台 所 改 善 研 究 会 女 子 選 抜 農 業 生 活 講 習 会	四 月 クラ ブ 大 会 ニヶ 所 ( 前 橋 渡 川 )	麦 の 管 理 ( 運 肥 を 含 む ) 馬 鈴 薯 石 臼 種 子 の 消 毒		ク
骨 軟 症 の 予 防 家 畜 の 飼 養 指 導 畜 舎 の 改 善	骨 軟 症 の 予 防 家 畜 の 飼 養 指 導 畜 舎 の 改 善	展 示 用 種 子 貯 蓄 研 究 農 業 改 良 だ ト 縣 民 の 不 知 せ	冬 衣 の 石 臼 末 台 所 改 善 研 究 会 女 子 選 抜 農 業 生 活 講 習 会	四 月 クラ ブ 大 会 ニヶ 所 ( 前 橋 渡 川 )	麦 の 管 理 ( 運 肥 を 含 む ) 馬 鈴 薯 石 臼 種 子 の 消 毒		ク
骨 軟 症 の 予 防 家 畜 の 飼 養 指 導 畜 舎 の 改 善	骨 軟 症 の 予 防 家 畜 の 飼 養 指 導 畜 舎 の 改 善	展 示 用 種 子 貯 蓄 研 究 農 業 改 良 だ ト 縣 民 の 不 知 せ	冬 衣 の 石 臼 末 台 所 改 善 研 究 会 女 子 選 抜 農 業 生 活 講 習 会	四 月 クラ ブ 大 会 ニヶ 所 ( 前 橋 渡 川 )	麦 の 管 理 ( 運 肥 を 含 む ) 馬 鈴 薯 石 臼 種 子 の 消 毒		ク

群馬縣規則第

號(改正)

(第)

群馬縣農林改良普及事務所設置規則を次のように定める。

昭和二十五年 月 日

群馬縣知事 伊 能 芳 油

群馬縣農林改良普及事務所設置規則

農林改良助長法の制定に基き協同農林普及事業の滲透を圖るため普及事務所を設けその事務所の名稱、位置及び擔當區域を別表の通り定める。

空稱	位區	播帶區域
前橋地區 長野及群馬事務所	前橋市前代田二八	前橋市、 群馬縣上川淵村、下川淵村 水原村
赤城地區	群馬縣富士見村大字田島 二九一	群馬縣南橋村、富士見村 佳萱村 芳賀村
群馬北部地區	群馬縣橫野村大字瀧澤 甲七〇ノ二	群馬縣北橋村 橫野村 敷島村
大胡地區	群馬縣大胡町三一九	群馬縣荒砥村 大胡町 宮城村 細川村
群馬東部地區	群馬縣新里村大字武井 六九五	群馬縣新里村 黒保根村 東村
		高崎市 群馬縣倉賀野町

<p>北馬場地区</p>	<p>群馬中部</p>	<p>徐名地区</p>	<p>群馬南部地区</p>
<p>北馬場郡 澁川町 栗木町 二一六九ノ二</p>	<p>群馬郡 國府村 大字 後引町二〇八</p>	<p>群馬郡 美郷町 大字 上芝</p>	<p>高崎市 高松町一</p>
<p>北群馬郡 富岡町 古巻町 明治村 三秋村 深川町 伊香保町 金屋町 長尾村 白土井村 小野上村</p>	<p>群馬郡 元住社村 美々岡村 國府村 似社町 金古町 清土村</p>	<p>群馬郡 久留馬村 笠田町 合田村 草郷村 美郷町 相馬村 上郷村 北群馬郡 赤井村</p>	<p>岩鼻村 大瀬村 堀川村 京ヶ島村 東村 新高尾村 中川村 六郷村 長岡村</p>



百樂中部地區	百樂東部地區	万場地區	吉井地區	藤岡地區
百樂郡吉田町大字中津 一九八	甘樂郡富岡町大字 二四九七	多野郡万場町万場 六八	多野郡吉井町大字吉井 甲一一〇ノ二	多野郡藤岡町大字藤岡 八四七
甘樂郡一ノ宮町 丹生村 高田村 妙美町 吉田村	甘樂郡富岡町 無岩村 高瀬村 小野村 福島町 小幡村 秋畑村 新庄村 岩平村 額部村	多野郡鬼石町 三波川村 美原村 万場町 中里村 上野村	多野郡吉井町 多胡村 八幡村 入野村	多野郡藤岡町 神流村 新町 小野村 美土里村 美九里村 日野村 平井村

<p>離水郡西部地区</p>	<p>離水郡西部地区</p>	<p>離水郡西部地区</p>	<p>甘樂郡西部地区</p>
<p>離水郡西部地区 中三及四三八ノ二</p>	<p>離水郡西部地区</p>	<p>離水郡安中町大字 中三</p>	<p>甘樂郡下仁田町 中三</p>
<p>鳥籠村 八幡村 離水郡西部地区 板倉町</p>	<p>離水郡松井田町 白井町 坂本町 西橋町 九十九村 細野村</p>	<p>離水郡安中町 原市町 坂本町 秋間町 後田村</p>	<p>甘樂郡下仁田町 小坂村 西牧村 尾瀬村 月形村 船戸村 青倉村</p>

中之條地區	原町地區	長野原地區	利根東部地區	利根中部地區
吾妻郡中之條町大字 伊勢町一〇〇三	吾妻郡原町大字原町 六〇七	吾妻郡端戀村大字三原	利根郡東村大字平川字 伊香原一、二六二	利根郡沼田町大字沼田 字高橋場四三〇ノ二
吾妻郡中之條町 澤田村 名久田村 伊勢村 高山村	吾妻郡原町 東村 太田村 岩島村 坂上村	吾妻郡長野原町 端戀村 六合村 草津町	利根郡東村 片品村	利根郡沼田町 利南村 川 場村 白澤村 池田村 海 根村 川田村 久呂保村 糸之郷村 赤坂根村

<p>葦塚地區</p>	<p>太田地區</p>	<p>佐波西部地區</p>	<p>佐波南部地區</p>	<p>佐波東部地區</p>	<p>利根西部地區</p>
<p>新田葦塚本町大字 大原六四二</p>	<p>太田市大字太田</p>	<p>佐波赤玉村町下新田 六二五</p>	<p>佐波郡壹受村大字 島見塚二一五</p>	<p>伊勢崎市藤任町四六</p>	<p>利根郡古馬牧村大字後閑</p>
<p>新田葦塚戸村 打村 笠懸村 葦塚本町</p>	<p>太田市 新田赤島町 良田村 本町 寶泉村</p>	<p>佐波郡芝根村 玉村町 上野村 宮島町</p>	<p>佐波郡志村 境町 島村 壹受村 名和村</p>	<p>伊勢崎市 佐波郡三郷村 赤嶺村 栗村 宋女村</p>	<p>利根郡新治村 柳野村 古馬牧村 水上町</p>

利根西部地區	佐波東部地區	佐波南部地區	佐波西部地區	太田地區	飯塚地區
利根郡古馬牧村大字後閑	伊勢崎市藤任町四六	佐波郡壹受村大字 馬見塚二一五	佐波郡玉村町下新田 六二五	太田市大字太田	新田郡飯塚本町大字 大原六四二
利根郡新治村 柳野村 古馬牧村 水上町	伊勢崎市 佐波郡三郷村 赤堀村 原村 采女村	佐波郡志村 境町 島村 壹受村 名和村	佐波郡芝根村 玉村町 上野村 宮島村	太田市 新田郡尾島町 長田村 木崎町 寶泉村	新田郡 登戸村 生品村 打村 笠懸村 飯塚本町

<p>邑樂中部地區</p>	<p>邑樂西部地區</p>	<p>邑樂東部地區</p>	<p>下山田地區</p>	<p>上山田地區</p>
<p>邑樂郡館林町大字 館林八二六ノ二</p>	<p>邑樂郡小泉町大字 上小泉三二八四</p>	<p>邑樂郡伊奈良村大字 飯倉一七四五</p>	<p>山田郡毛里田村大字 矢田堀二九〇</p>	<p>山田郡相生村大字天沼 新田二六六</p>
<p>邑樂郡館林町 郷谷村 赤 羽村 千江田村 梅島村 渡瀬村 六郷村 佐貫村 三野谷村 富永村 多々良村</p>	<p>邑樂郡永樂村 高島村 小 泉町 大川村 長柄村 中 野村</p>	<p>邑樂郡伊奈良村 海老濱村 大箇野村 西谷田村 大島 村</p>	<p>桐生市 山田郡毛里田村 矢場川村 休泊村</p>	<p>山田郡梅田村 川内村 福 岡村 大間々町 相生村</p>

## 理由

農務改良普及員は能率的な方法の發達、農産生産の増大及び農民生活の改善、農民が農事に關する諸問題につき有益適切且つ實用的な嚮談を普及し公共の福祉を増進するを任務として行っているであります。現在この普及員は縣下を三十四地區に分けて擔當地區を定め駐在制を以て農事に當つて行っているであります。しかしこの三十四地區普及事務所は暫定的に定められたので普及員に對する職務上の任命、諸給與の支給、事務の連絡等種々の支障が生じているのであります。今農務改良普及事務所を設置して農務改良普及事務の發達を促るとともに農民の福利増進を計り食糧増産に寄與したいと思ふのであります。

農業改良普及事務所處務規程

第一條 農業改良普及事務所（以下事務所という。）に、所長及び所

員若干人を置く。

2. 所長は二級又は三級の技術吏員をもつて充てる。

第二條 所長は上司の命を受けて、所務を處理する。

所員は所長の命を受けて所務に従事する。

第三條 所長事故あるときは、上席所員がその職務を代理する。

第四條 事務所の業務は左の通りとする。

- 一 農業技術の改善に關すること
  - 二 農家の生活改善に關すること
  - 三 農業經營の改善に關すること
  - 四 農村青少年の育成に關すること
  - 五 地區農業改良委員會に關すること
  - 六 その他農業改良に關すること
- 第五條 事務所には左の簿冊を備えて置かなければならない。



- 一 出勤簿
- 二 出張命令簿
- 三 消耗品受拂簿
- 四 文書收受發送簿
- 五 勤務日誌
- 六 業務予定簿
- 七 備品台帳

第六條 所長は左の事項を處理するものとする。

- 一 所員の縣内出張に關すること
  - 二 事務所の運営に關すること
  - 三 毎月の事業計畫書並びに業務處理狀況の報告に關すること
  - 四 所員の勤務狀況報告に關すること
- 第七條 前各條の外所務について、必要ある場合は、群馬縣廳處務細則を準用する。

附 則

この規程は公布の日から施行する。

昭和二十五年十一月十日 群馬縣規則第八十五號 (農改)

群馬縣農業試驗場設置規則 一 條

- 第一條 農業試驗場は本縣農業の改良促進及び農民生活の改善を圖つて公共の福利を増進するため次の事業を行う
  - 一 農業生産技術の改良に關する試験研究並に調査
  - 二 農業經營の合理化並に農民生活の改善に關する諸條件の調査及び試験研究
  - 三 農産物の貯藏加工利用に關する試験研究
  - 四 農業用機具の改良に關する試験研究及び鑑定
  - 五 土壌肥料その他農業に關する物件の分析鑑定
  - 六 優良種苗の育成及び配付
  - 七 農業改良普及事業の援助

第二條 農業試驗場の位置、名稱及び管轄區域は次の通りとする

位置	名稱	管轄區域
前橋市	群馬縣立農業試驗場	群馬縣の區域

知事は農業試験場の事務を分掌させるため必要な地に試験地及び原種圃を置くことができる

第三條 農業試験場に次の職員を置く

場長

技術更員

事務更員

場託

主任

備員

技術補  
主事補  
技術助手  
事務員  
嘱託

場長は技術更員をもつて充てる

場長は知事の命を受けて所掌する事務を處理し所屬の職員を指揮監督する

第四條 農業試験場に次の三部一課を置く

技術研究部

經營研究部  
調査部  
庶務課

第五條 この規則施行に關して必要な事項は別に定める

附 則

- 一 この規則は公布の日から施行する
  - 二 群馬縣立農事試験場規則（明治二十八年縣令第二十號）は廢止する
  - 三 この規則施行の際に~~農事試験場長及び同場勤務の者は別段の~~勅務する農事試験場長及び同場勤務を
  - 四 この規則施行の際に~~勅務する農事試験場長及び同場勤務の者は別段の~~勅務する農事試験場長及び同場勤務を
- 辭令を發せられない限りこの規則により~~農事試験場長及び同場勤務の者は別段の~~勅務する農事試験場長及び同場勤務を命ぜられたものとする

第一條

群馬縣農業試驗場處務規程（集）

庶務課に次の係を置く

庶務會計係

圖書係

農場管理係

第二條

技術研究部に次の係を置く

普通作物係

特用作物係

蔬菜係

果樹係

土壤肥料係

病虫害係

農機具係

第三條

經營研究部に次の係を置く

綜合試験係

産<sup>しや</sup>産加工係

畜力利用係

生活改善係

第四條

調査部に次の係を置く

農業調査係

災害調査係

病虫害発生豫察係

第五條

庶務課の分掌事項は次の通りとする

庶務會計係

一 場務の企畫及び場の運営に関すること

二 職員的身分、進退及び服務に関すること

三 豫算編成經理、記録に関すること

四 渉外事務に關すること

五 公印の管守に關すること

六 文書の收受、發送、淨書、保存に關すること

七 建物の管理及び營繕に關すること

八 物品の出納保管に關すること

九 場内の規律、厚生及び衛生に關すること

一〇 その他他部の主管に屬しない事項

圖書係

一 事業成績の報告、編纂に關すること

二 圖書及び印刷物の整理、保管、貸出に關すること

三 印刷物の配付交換に關すること

農場管理係

一 農場の一般管理に關すること

第六條

- ニ生産物の處理に關すること
- ニ臨時人夫の雇傭監督に關すること

技術研究部の分掌事項は次の通りとする

普通作物係

- 一普通作物の試験研究に關すること
- ニ作物栽培技術の確立に關すること
- ニ主要作物の原種生産に關すること

特用作物係

- 一工藝作物の試験研究に關すること
- ニ飼料及び綠肥作物の試験研究に關すること
- ニ特用作物の原種生産に關すること

蔬菜係

- 一蔬菜の試験研究に關すること



三 主要蔬菜の原種生産に関すること

果樹係

一 果樹の試験研究に関すること

二 果樹種苗の生産に関すること

土壌肥料係

一 土壌肥料の試験研究に関すること

二 農業に関する物件の分析及び鑑定に関すること

病害虫係

一 農作物の病害、害虫、益虫その他有害動物の調査研究に関すること

二 農薬の試験研究に関すること

三 農具係

農具係

第七條

- 一 農業用器具機械の性能試験に關すること
- 二 農業用器具機械の設計、改良及び考案に關すること
- 三 經營研究部の分掌事項は次の通りとする
- 經營試験係
  - 一 農業經營についての試験研究に關すること
  - 二 農業經營合理化に關する諸條件の調査に關すること
  - 三 開拓地の營農に關すること
- 農産加工係
  - 一 農産物及び畜産物の貯蔵、加工、利用の試験研究に關すること
  - 二 農村工業についての研究調査に關すること
- 畜力利用係
  - 一 畜力利用の試験研究に關すること
  - 二 作業の能率に關すること

第八條

一 役用家畜の飼養に關すること

生活改善係

一 農民生活の改善に關する諸條件の調査

二 生活改善に關する試験研究

調査部の分掌事項は次の通りとする

農業調査係

一 農業生産に關する諸要素の實地調査に關すること

二 低位生産地改良に關する調査研究に關すること

災害調査係

一 災害調査及びその対策に關する試験研究に關すること

二 農業氣象の調査に關すること

病害虫発生観察係

一、病害虫の発生観察及び早期発見に關すること  
 二、病害虫の発生速報及び會報に關すること

第九條

各部課に部長を置き各部課に係を設け、係長を置く  
 部長は場長の命を受けて主管業務を處理する  
 係長は部長の命を受けて  
 係の業務を處理する

第十條

次の事項は場長において専決施行することかである  
 一、場内細則の制定及び改廢  
 二、調査及び試験研究の實施方法に關すること  
 三、調査及び試験研究の成績發表に關すること  
 四、生産物及び不用品の処分  
 五、その他輕易なる事項

第十一條

場長不在のときは上席部長その職務を代理する

第十二條

場長は次の事項について縣農業改良委員會を經て知事に報告し

なければならぬ

- 一、調査及び試験研究を終了したときはその成績又は要領
- 二、前年度の事業實施状況
- 三、その他重要事項

第十三條 農業試験場の研究生を置くことかできる、研究生についての規程は別に定める

第十四條 農業試験場の事務處理についてはこの規程に定めるほか研究場事務處理規則（昭和二十五年五月一日總訓第三號）を準用する

この規程は公布の日から施行する  
附則  
昭和二十五年十二月二十五日



群馬縣立農業講習所條例及規則

群馬縣條例 第三十六號

群馬縣立農業講習所條例を次のように定める

昭和二十四年 八月二十日

群馬縣知事 伊能芳雄

群馬縣立農業講習所條例

第一條

群馬縣立農業講習所（以下講習所という）

は、農業改良普及員等の養成並びにその再教育を行うことを目的とする。

第二條

講習所は群馬縣立農事試験場内に置く。

第三條

講習所に入所する者よりは授業料は徴收し

ない。

第四條

この條例の施行について必要な事項は知事

が別に定める。

附 則

第五條

この條例は公布の日から施行する。

第六條

この條例施行の際現に群馬縣農業技術研



修所に在所する練習生はこの講習所に編入  
することができると

群馬縣規則 第ニ十一号

群馬縣立農業講習所規則を次のように定める

昭和二十四年 八月十五日

群馬縣知事 伊能芳雄

群馬縣立農業講習所規則

第一章 總則

第一條 群馬縣立農業講習所（以下講習所という）における講習は本縣の農業の特殊性を重んじ試験研究機関との有機的結合により左の各号についてこれを行う

- 一 農業に関する知識及び技術の修得
- 二 農業経営に関する総合的な知識及び技術の修得
- 三 農業に関する普及技術の修得

第二條 講習所には所長その他必要な職員を置く

所長は知事の指揮監督を受け所務を掌理する

所長に事故があるときは上席の若水その職務を代理する

第三條 講習所に入所出願を爲し得る者は左の各号の一に該当する者とする

一、農業を主とする新制高等学校の卒業生（卒業見込の者を含む）

二、甲種農学校卒業後一年以上農業に関する試験研究機関に於ては試験研究に於て試験研究をたけ教育に従事した者

三、甲種農学校卒業後一年以上農業に関する普及事業に従事した者

第四條 講習所の講習期間は二年とする

第五條 講習所の講習生の定員は四十人とする

第二章 学年、学科目、及び休業日

第六條 学年は四月一日から翌年三月三十一日までとする

第七條 教授科目及びその時間数は左の通りとする 但し所長が講習上  
必要と認める場合は適宜変更することができらる

(別表)

第八條 前條に掲げる教授科目及び実験、実習の外適宜所外において普  
及技術の習得のため実地訓練を行う

第九條 休業日は左の通りとする 但し所長が必要と認める場合は休業  
日においても臨時に学科、実験、実習または実地訓練を課することばで  
きる

一 祝日

一 南所記念日 (條例の施行の日)

一 日曜日

一 冬期休暇 (十一月二十五日から一月七日まで)

一 学年末休暇

一 臨時休暇（二〇日以内）

第三章 入所、退所及び賞罰

第十條 入所希望者は入所願書（様式才一號）に履歷書（様式第二號）

戸籍抄本、最終學校の成績証明書、健康診断書及び本人の写眞（無帽半

身像）を添え、所長に提出しなければならぬ。但し第三條第二號及び

第三號に該当するものにあつては所定の経歴を証するに足りる証明書を

添附しなければならぬ。

第十一條 入所希望者に対しては筆記試験、口頭試問、人物検査を行う。

前項の筆記試験、口頭試問、人物検査等の実施の期日、場所、試験項目

その他募集に關し必要な事項は毎年これを公示する。

第十二條 入所を許可された者は、本縣内に居住する成年者で独立の生計

を営む者二人を保証人に定め保証書（様式第三號）を所長に提出しなけ



計	農場実習	農民教育及普及技術	英語	水産	養蚕	林業概論	農村生活	農村副業	農村電化	農村統計	農業土木	農業氣象	農政時事	農業経営	農業経済	農機具及機械	畜産加工	畜産加工	畜力利用	家畜飼養管理	家畜畜殖
五二	一	二	一	一	一	二	一	二	二	二	二	二	一	一	二	二	一	二	一	一	三
七八〇	一五	三〇	一五	一五	三〇	一五	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	一五	一	三〇	三〇	一	三〇	一	一	四五
二〇	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一	二
九〇〇	九〇	一	一	一	一	一	一	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇
三〇	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	四	一	二	二	二	三	三	一
四五〇	一	三〇	一	一五	一	一	一	一	一	一	一	一	三〇	六〇	一	三〇	三〇	三〇	三〇	四五	一
二四	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	一	二	二	一
一〇八〇	九〇	一三五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四五	四五	四五	九〇	九〇	九〇	九〇	一
		併表演習を含む					家事栄養を主とする			収量調査実習を含む			実験を含む	農業法規、協同組合大意、共済組合大意を含む	農業地理を含む						家畜人工授精術の実習を含む

備考 (一) 学級一単位は毎週一時間、一五週向授業とするもの、実習一単位は毎週三時間一五週向授業とするものといふ。  
 (二) 授業時間は平日八時間、土曜日四時間

北ばならない

保証人が死亡した場合または保証人としての資格を失った場合は前項の

規定により更に保証人を定め直ちに保証書を所長に提出しなければなら

ない

第十三條 講習生は寄宿舎に入舎するものとする

但し已むを得ない理由により、所長が許可した場合はこの限りではない

第十四條 講習生または保証人がその住所または氏名を変更した場合直

ちに所長に報告しなければならぬ

第十五條 講習生は病氣その他已むを得ない理由により所長の許可を受け

た場合は休所または退所することができる

第十六條 所長は成績の見込のない者またはこの規定に違反した者に退所

を命ずることがある

第十七條 講習所の所定の課程を終了した者には卒業証書(様式四号)を



授与する

第十八條

所長は學業成績及操行の優秀な者並びに他、範とするに足る行為のあつた者に対して褒賞することを出来る

第十九條

この規則に定めらるものの外講習所に関する細則は所長が別に定める

第四章

短期講習

第二十條

講習所は農業技術者の指導力の向上を圖るために別に短期講習を行う

第二十一條

短期講習の受講資格者は大卒若しくは専門学校の卒業者または農業改良普及員その他の農業技術者とする

第二十二條

この講習の期間は所長が適宜定める

附則

第二十二條 この規則は公布の日から施行する

第二十四條 農業技術研修所設置規定（群馬縣告示第三百二十四号）は廃止する

第二十五條 本規則施行の際現に群馬縣農業技術研修所に在所する練習生は第三條の規定に拘らず講習所第一学年に編入することができない

様式第一号 (用紙半紙)

入所願書

この度貴所講習生として入所致したため、別紙履歴書、成績証明書、健康診断書、及び戸籍抄本に写真を添え、願ひ致します。

年 月 日

氏名

年

月

日生

群馬県立農業講習所長 氏

名 殿

様式才ニ号 (用紙半紙)

履歴書

本籍

現住所

一 学業

二 業務

三 賞罰

右の通り相違ありません

年 月 日

戸籍筆頭者との続柄

氏

年

月

日

名

氏

名

印

様式才三号(用紙半紙)

印紙入

誓約書

この度入所を許可せられたに付いては規定等を堅く守り専心勉強する事を誓います

本籍  
現住所

本人

氏

年

月

日生

名

右この度入所を許可せられたに付いては規定等を堅く守らせ在お本人在所中の一切の事件は我々が引受けます

年  
月  
日

本人

氏

年

月

日生

名

本籍  
現住所  
職業  
本人との関係

右保証人

氏

名

印

本籍  
現住所  
職業  
本人との関係

右保証人

氏

名

印

群馬縣立農業講習所長

氏

名

殿

様式第四号

割印 第 第 第

卒業証書

右の右本所所定の課程をおこめ北<sup>ニ</sup>卒業したことを証する

年 月 日

氏 年 月 日 姓名

群馬県立農業講習所長

氏

名

印

農業普及資料

第十四号

# 改良普及員は如何に活動するか

(全國並に本縣普及員活動事例を中心として)

長野縣經濟部

## 序 文

新しい構想に基いて、農民の営む農業を民主化し、農民の手によつて、農業改良を推し進め、近代的農業を築き上げようとする。農業改良普及事業の中心施策は、市町村単位に設けられた、地区に駐在する改良普及員の設置であり、事業効果は改良普及員の活動が地区内の農業改良に役立ち、農民に歓迎されるものであるか否かによつて定められるものであつて、改良普及員の責任は極めて大きいと云わなければならない。

指摘するまでも無く改良普及員は、指導者として上から望むこと無く、常に農民の中に在つて、時にその助手となり、先生となり、顧問ともなつて、労を惜しまず、真心を以つて、親切に奉仕する心構えを持つべきであると同時に、公僕として深く自覚し、偏見に陥らず、農業全般を視野とし、現実の観察を誤らず、その改良を進めるための、科学的知識と技術の研修に努め、更に活動業績を反省し、実情に即する効果的推進を図らねばならない。

而して改良普及員の実際活動は地区農業改良委員会と緊密な連絡を保つて、農家の巡廻、集会の開催、実績展示、印刷物配付、幻燈紙芝居の活用、青少年の育成等機に臨んで効果ある方途を選ぶべきである。

本書は改良普及員の全地区一名配置を機会に、過去一カ年間縣下の改良普及員から寄せられた情報を中心として、全国の事例を入れ活動状況を綴つたものであり、これを一伴侶とし今後より効果ある活動を期待する意味において配付するものである。

昭和二十五年五月

長野縣經濟部



# 目次

## 序文

第一章 農業改良普及事業のあらまし	一頁
第一節 総説	一
第二節 農事試験場の新しい行きかた	三
第三節 改良普及員の任務	六
第四節 専門技術員の任務	一四
第五節 農業改良委員会の任務	一六
第二章 普及員の活動について	二二
第一節 働きかける対象	二二
第二節 心構えと態度	四二
第三節 組織と宣伝	五八
第四節 計画と調査	七一

二

第五節 教育と方法	七九
第六節 展示と講習	九一
第三章 経営と活動について	一〇八
第一節 技術と精神	一〇八
第二節 改善への態度	一一三
第四章 補遺	一一八
第一節 改良普及員の活動関係	一一九
第二節 他機関との関連	一二八
第三節 農業改良普及員と生活改良普及員との関係	一三四
第四節 農業改良事務所規程同處務規程	一三六

### 第一章 農業改良普及事業のあらまし

#### 第一節 総説

我が国に農業を研究する学者がなんと六、三〇〇名も居るといふ。ところが――  
 丘の上の大きなかやぶきの屋根は  
 よく見るとこゝ数年ふきかえられていない

入口に立つとすえた（體）かいばのにはいがし、  
 土間のしきりのなから馬がひよる長い顔を出す。  
 おかいこさまのおもりをするころは、  
 ひとは狭苦しいなど、でねむる。  
 かいこが桑の葉を食べしぐれの音、  
 きくともなくきいて疲れてねむりをむさぼる。  
 お座敷はふだんはしめ切つておく。

それからちよつと台所へまわると、  
目にふれるもの、みなすくけている。

はりからすくのつららが垂れさがり、

かまどの火がもえあがるたびにうす赤く光る。

流し場のかつてはわるく、

水はかめにたくえられているが

日になんど水汲みに行かねばならぬことだろう。

——「明日への待望」序詩より——

過去現在に互つて多くの農業を研究した学者等の輝かしい業績は一體どこに消えていつたのであろうか。

現在の農村を眺めてみると、手近い例であるが、

明治三二年に我が国に入つて来た石灰ボルドー液を誤りなく調査できる人が幾人あろう。

ところがその反面指導者は最近、D・D・TとかB・H・Cとか二・四・D等新しいものを捉えて、いろ／＼騒ぎ立て、物識り  
と云われる農民の中にもP・T・A水和剤等の新語が飛び出したという。

農業の改良のためには、永い間多くの人達によつて指導されて来たが、その努力に対して効果があまり現われない結  
果として、

——百姓は能無しである。——

これが嘆声の唯一つのもつて行き場所にしては余りにも情ないことではないか。

こゝで我々は「今までによいと言われたことが、なぜ行われなにか」とその原因をよく掘り下げて探究して「それ  
ではどうしたらよいだろうか」と解決への発展を真剣に考えなければならぬ。

## 第二節 農事試験場の新しい行きかた

農業改良普及事業は先づ一般の耕種技術なり経営技術の源泉である農業の試験研究機関の在り方については改めて  
考え直さなければならぬ。

今までの試験は余りにも数多く分散して居つて、研究者も設備も勢い貧弱となり、その上研究者は真に農民の要求  
に基づく研究でなく、農業の実態から離れた研究者のための一方的な研究に陥つた点もないではなかつた。今後この  
ような試験研究を続けてゆくことは、單に研究者に自己満足を與える以外に何ものもないと言われているのでかゝる  
欠陥は早急に改め、名実ともに農民のための存在となるべきであり、農民も亦、自分達の納める税金によつてまかな  
われ、且つ自分達の農業に直接繋りをもつ点を充分認識し、常に農民のために活動しているかどうかについて深い関  
心を拂うべきであらう。

日本の鴻ノ巣試験地における試験研究の現在のやり方は米国のやり方の代表的なものと大して変わりわない。然し耕作農民がすぐ應用出来る實際場面の研究は純粹科学の研究に余力を入れすぎているためになされてない。又試験地の人々は明らかに専門という点については能力ありよく訓練された人々である。然し彼等は一般耕作農民が、すぐ自分の土地で、すぐ行方問題の解決について認識も興味も持つていない様である。

— 米国、フォリン・アグリカルチュラル誌 —

従つて農家のために設けられた試験場の研究が農業の綜合經營の實態に合わないものであれば、農業の指導の源泉とはなり得ないのである。

こういう狙いのためには、どうしても農業試験場は、これに即應じて綜合化され、設備も研究者も、よりよい能率をあげるよう整備しなければならぬことになる。

今後発足する農業試験場は名実ともに綜合農業試験場として例えば水田偏重から脱し畑作問題、畜産導入或は農業經營の問題等の試験研究を行うように改める必要がある。且つ又従来は農村の指導のためその業務の半ばを費されていた面は専ら専門技術員を置き、これに任せ研究者は研究に専念させる形にしようとしているのである。

本縣では従来八ヶ所の試験場試験地があつたが五ヶ所に整備され明二六年度は農林省の農事改良実験所も縣に統合

になる運びになつてゐる。

### 質。問。集。

問。私の組合の農場はこういう所で是非試験の必要があると思われるので、試験場の一試験地として試験をやらせて貰えないだろうか。

答。あなたの所の地域性は分りますが、細かに地域性を考え極端なことを云えば、縣下二二萬農家の圃場を試験地とせねばならない。それより今の試験場をもつと色々の地帯にすぐ應用できる試験なり研究なり能率的にやろうとしており、むしろ目下整備をなるべく分散させないでも施設も弱體にならないようにしている。

問。試験場でもつと種苗を生産し配布をして貰えないのか。

答。試験場において品種改良を行うことは極めて大切であるが、所謂種苗の配布は、試験研究機関の本来の業務でなく、将来これを切り離して民間団体に移す方向に向つてゐる。

問。私の地方の〇〇試験場は人員が少なくてこまると思うが、人をふやすわけには行かないか。

答。今のところ、特別に人をふやすことより、例えば試験場の人が講習会に出るような指導業務に四〇%従事してゐるのを専門技術員を設けて研究者は試験研究に専念させれば、實質的に四割以上の増員となるのである。

又人が大切な、設備が大切であるか深く考えねばならないと思われ。例えば桶やヒシヤクで灌水しているような設備で今後の農業—特に畑地灌漑が問題となつてゐる今日、これで試験場として指導の源泉となり得ないと思

う。

問。この試験場に我々農民の要望を織りこむには。

答。これは縣及び地区農業改良委員會の任務の一つで、この委員會を通じて希望を反映させることで特に縣農業改良委員會は

- 1 試験場全般の事業実施について
  - 2 重要技術員の任命移動及び解任について
- 等々の重要事項を審議し、縣はその承認を経なければならぬことになつてゐることより考へて民主的運営方法がとられている。

六

### 第三節 改良普及員の任務

今まで指導者は農業改良のため努力を重ねても徹底を見ない。それは何故であらうか、いろ／＼検討して見よう。

#### 改善事項の普及しない原因

- 末端指導に責任者の居なかつたこと。
- 指導方針が上から一方的であり且つ総合性を欠いて居たこと。
- 計画が農業経営農家経済と一致しなかつたこと。

○地方の慣行を考慮せず教科書的であつたこと。  
 ○その事柄が末端に閼知されなかつたこと。  
 ——(宮城縣農業改良ニユースより)——  
 等々色々挙げられて居る。

然し過去の我國の農業は家族勞力を主体とした零細規模で驚くべき集約的經營がとられて居り、それに対して技術の改良なり指導は稲作に偏し、品種改良、栽培施肥法改善、土地改良等を中心とし勞働生産性を度外視したような多勞多肥の方向に一層押し進めた。め畜力機械化等の能率をあげる面は非常に遅れて居り、なお技術は農事園芸、畜産、養蚕、等々余りにも専門化されて而も相互に閼連なく独立的に考へ、そこに輪作から經營の組み合せ即ち經營改善を余り考へなかつた技術的欠陥も齊しく認められることであらう。

次に農村の実情に即しない机上計画的改善技術を押しつける形態をとり、農民の自ら自己の問題を解決する能力を養う教育が遅れ、これ等を引張つてゆくために價格保護、補助金關稅政策によつて益々農民の自立性を失わしめ政府官庁への依頼心を強めたことも事實であらう。

今後このような状態を続けて良いであらうか、貿易の再開による工業生産力の復興、世界農業の恢復から大きな圧力を受け農家経済は必然的に窮乏化することは明かであり、天下り指導によつて受動的に引きずられては今後経済變動に當つて自ら対処してゆける自立的な經營能力の高い農民は生れない。他くまでも農民が立ち上れるように働き

七

八  
かけ自主的に自らの経営の実情に応じて有効な技術を探り入れて農業の高度化を図つて行くようにその相談相手となり有用な科学技術を提供することが大切で、言い換えれば農業改良は農民のものを農民自らがやるものである。従つて農民に自立性を持たせ国縣がそのお手伝いをするのが眼目であらねばならない。

従つてかような考へから農業改良を進めて行く場合何と言つても第一線の農村にあつて活躍する有能なる改良普及員の設置とその活動が一番重要なことになつて来る。

昭和二五年度本縣は熱心な農民の要望にこたえ、市町村の協力を得て二〇五名の改良普及員を増員し一市町村地区一名の設置の運びとなつたのである。

さて改良普及員は一体どんな性格なり任務をもつているか、それを簡単に言うと、

農民が例えば麦に分らないような病気が出た場合、その地区の普及員に見て貰い、それで原因が分ればよいし、分らなければ、その時普及員は縣の専門技術員に見て貰うなりしてその問題を解決する。

更にそこで分らないときは農業試験場で綿密なる試験なり検定なりしてもらつてその結果を逆に農民に下して行くようにする。

即ち普及員は農民の間にあつて絶えず農民の相談にあづかり、その希望や問題を解決するのが役目であり、更に進んでは農民の知らないことを指摘し農民とともに研究しその問題を解決するよう教え導く。それは單に農業技術

や経営のみに止らず農民の生活全部に互つて改善をはかり問題を解決するのである。

(生活の面は農業改良普及員の外、少いが生活改良普及員という女子の職員も設置される)

それから農業の改良を図るには、これからの農村を負つて立つ且つ熱情を持つ青少年の育成は、特に力を入れることは必要で、最近盛に農村において農事研究会やクラブ等の自立的研究会がもり上つて来たが、普及員は、これ等を大いに奨励すると同時に相談に乗り種々の研究資料を提供したり共々研究討議するのが大切な任務になつていゝる。普及員は縣の職員であるが、供出、割当とか検査、取締とか一般行政事務に従ふことは嚴重に戒められており、自由に農民の世話が出来る訳である。こんな大切な任務をもつているため、技術は勿論人格識見ともに優秀な人達が必要されるので普及員は試験に合格した者であることは勿論更に農村の要望に従つて活動させるためには、どうしても民意を反映させる必要があるため従来と異つて地区の農民や学識者で構成されている地区農業改良委員会を作つて、この委員会がその地区に最もふさわしい改良普及員を推薦し、それによつて縣は任命するような仕組みになつてゐる。

更に普及員はその委員会の助言に基いて活動すると云う極めて民主的な制度であるので農村及び農民としては誠に好都合な形になつて居り、技術者としてはかねて切望していた普及体制が整つたわけである。

以上を更にまとめて一べつすると、

1 農村の地域的特殊性、農家の個々の事情など深く考えなかつた従来の画一的指導でなく農民とともに研究し問題の解決をはかろうとしてゐること。

- 2 同じ農業技術でも作物園芸畜産等に細分され、更に同一作物でも肥料とか病虫害とか分離した見方でなく、あらゆるものが総合され成り立つ農業の実態に即し、その中に入り得る技術の滲透方法を取り、技術のみならず農民の生活全部にわたつて改善しようとしていること。
  - 3 今まで農民と試験研究機関との間に総合的な交流普及がみられなかつたがこの制度によつて農民と試験研究機関の間を組織的に結合し、更に問題によつては行政や教育機関にも結びつけられること。
  - 4 補助金や保護関税政策によつて依頼心の高まつた農民に対し、農民の自立性を持たせて世界農業の一環として新農村建設を促し特に青少年の活動に期待をかけていること。
  - 5 今までの技術員は行政事務に忙殺され、他を顧る暇もなかつたが今後専心農業の改善に没頭し得ることになり、官僚的色彩のない民主的運営が可能になつたこと。
- 等が明かにかがわれる。

本当に農業を改良しようとする場合、広い視野から考えねばならないが、今までの指導者は、麦作の改善は適品種を適期にまき、適當なる管理をすればよいと言うが、実際の農家を巡回し、実情を診断すると、右のことよりその家の欠陥が堆肥を増施することである場合がある。

さらに、これを細かに見ると、堆肥の出で来る堆肥舎の構造や、堆肥の作り方が問題となつてくる場合も出て来よう。

尙進んでみると、家畜飼養管理が問題となる場合も生じ、なおその家を見ると働く人が病氣の場合があるとすれば、この場合麦もよく出来ないし、家畜も飼えないことになる。

従つて保健衛生―生活改善が麦作の主要ポイントとなることであろう。

往々にして農業指導者は「麦作栽培基準」を始めから頭の「ワク」に入れて農民に一方的に押しつけるため問題の核心を見失つてしまう。

従つて普及員の活動は農村社会を農民とともに改善するのが狙いで

農家巡回のとき、洗濯している家に行く時は、機会をとらえ、洗濯方法について、火をもやしている家にゆくときは、改良カゴドの話。食事の準備をしているときは、食生活の改善のことについて、農家の主婦と参考書類をもち出して意見を聞いたり、話したり、納得する問題について改良を図る。

(南佐久郡中込地区 木内普及員)

農業の改良もさることながらこれが改良普及員の本當の活動の姿でありねらいであるに外ならない。

農業の改良の重要な目的は手近かな一つの小さな問題をとり上げてそれをめぐる………逡巡する問題を次から次へと解決することである。

前総司令部(G・H・Q) 天然資源局(N・R・S) 顧問 安田 倫也

## 農業指導者と社会的農業指導者

農業指導的組織者とは合理的経営の新組織を計画する場合、かれは労働者の希望を考慮することなく、またその意見を問うこととさえなく、自己の意志によつて多数の農業労働者を使役して資本を運用する。

実行に従事せる者の理解や意志を顧慮することなく、専ら自己の意志によつて計畫を実行し、経営の生産要素を結合して新組織をつくる。

社会的農業の指導の組織者の活動は全くこれと異なる。

その対象となるものは、その意志に黙々と従う道具でなく、自己の意志と識見によつて自己の経営を行つて居る独立の農業者である。

その活動は経営者の理解と意志に働きかけることによつて、かれらの間にこの独立的創造心を起こさしめ、かれらに固有なる活動をできるだけ合理的ならしめることである。

されば社会的農業指導者は技術者というよりむしろ社会事業の従事者である。

—チャノフ著磯辺杉野譯農業指導の理論と方法より—

## 質 問 集

問—。農業協同組合は農業生産者団体であり、技術員は普及員と同じ目的を持つて居る。従つて国では二重の指導体形をとつている。

答—。協同組合は民主的に組織され農民のためのものであるが、果して今までの農業会の指導から脱しているだろうか。

か。

社会的農業指導的要素を含んで居るだろうか。

農業普及制度は国で支持する唯一の体形であり、農業試験場↓専門技術員↓普及員↓農家の一貫した組織である。

然しながらこの事業は団体の行う普及事業を阻止したり、退化させる意図は毛頭ない。

なお団体では普及体形で果し得ない事業があり、その方面に力を注ぐべきではないか。

問—。どうして農業協同組合の技術員に助成しないか。

答—。これは一つは地方財政法の立前から国家事務を行わない団体に助成しないことになつて居り、又農業改良助長法に再補助してはならない規定がある。

更に国では、この事業は農民の負担によつてまかなわれて居り農民が同じ事業のために二重の負担をかけないよう  
に農民に周知されるよう指摘されている。

問—。普及員は私のところではいらぬ。

答—。総べての農民がより以上農業改良なり生活改善の向上を欲しない場合、この制度を活用しなくてもよいのであつて、決して農業改良の履行を押しつけれたり、義務づけるものではない。

従つて普及員の必要を認めないところ又は配置すべきでない。



第四節・専門技術員の任務

一四

改良普及員は農家の助言者として極めて中の広い仕事に携る関係から奥行の深さを求めることが無理で、種々の専門事項について深い知識技術を有する練達な技術者が、県の吏員として普及員の後楯となることになつて居りこれを専門技術員と呼んで居る。

専門技術員は改良普及員に対して農業技術及び経営の改良又は農家の生活改善に關して専門的の知識を與え、或は大きな問題のある地方又は農家に出掛けて改良普及員を助けて専門的立場から問題の解決を図るのである。

即ち専門技術員は試験研究機関の究明された結果を攝取しこれを解明して普及員に與えると共に農民から提供され普及員が解決不能の問題のあるとき解決に當ることになつて居る。若し自分で解決不能のような問題が見出した場合これを試験場に伝え研究し解決するようにする。この外普及員或は農業改良委員会の要求によつて専門的事項又は困難なる事柄について講習会や伝習会を開かせ或は展示品評会に参画したり、実地指導に當らせるようにするのが役目で試験場や大学或は研究所等の研究者と連携して農業及び農家の生活改善等についてパンフレット或は刊行物を作成して改良普及員や農家に配布する仕事も担当するのである。

従つて又従来縣の他の課解所或は団体等において農政や奨励事業を行う場合技術的専門事項について縣の試験場の係員を招いて協議研究したが今後これは専らこの専門技術員が當ることにならう。

かように専門技術員は試験研究機関と密接なる關係があり常に新しい技術の進歩に遅れないようにするため駐在場

所は試験場になるが仕事の性質はあくまで専門技術の普及にあるので農業改良課の職員として駐在することになる。専門技術員もかような重要な任務を持つて居るため試験を受けてその合格者について縣は適宜任命することになつて居り本年は一名以上設置する見込みである。

なお専門項目は次の十七項目でこれを見ても農業改良普及事業の意図する部面がいかに広い範圍を担当することが分るだらう。

専門項目	
1 稻	7 土壤肥料
2 麦及び雑穀	8 病害虫
3 蔬菜及びいも類	9 農機具及び畜力利用
4 飼料及び緑肥作物	10 畜産
5 工藝作物	11 農業経営
6 果樹	12 家畜衛生
	13 農産加工
	14 畜産加工
	15 農業土木
	16 営農林
	17 生活改善

質問集

問。現在試験場ではどのような試験を行つて居るか、又今までに数多くの試験成績について特に農家に直接参考に  
なり役立つような成績をできるだけ多く知らせて頂きたい。

一五

(上伊那郡長藤地区 中山普及員)

一六

答。至極もつともなる意見でこれは間もなく設置する専門技術員の任務でこの点を解決してくれることになつてい  
る。只最近試験場でその試験成績をとりまとめ発表するのが遅れ勝ちでその方法も直ちに農民が分るような形式で  
発表されないので専門技術員は試験場とよく連絡して要点をその地方に応じて農民にも分り易くかみ砕いて速に知  
らせるように取はかりたい。

問。私の村で婦人会が生活改善について研究会を催したいが、生活改善の専門技術員を派遣して頂けないか。

(口頭で ……某普及員)

答。こう言う普及事業を行い講師を求められる場合外部の団体主催で直に縣改良課の職員を派遣するならば地区農  
業改良委員会の存在を県自ら無視することになりはしないか。

又生活改善はいくらでも足許にあり強いて専門家を煩わさなくともよい場合が沢山ある。更に單に生活改善と  
言われてもこれ程範囲の広いものはない。カマドの問題ならそれと明確にしてもらえば何れの場合でも派遣される  
人は用意も出来専門的にも話が出来るわけであるのでよく注意しておかねばならない。

#### 第五節 農業改良委員会の任務

農業改良普及事業が新しい構想に基いて民主的に農業改良を推進すべきであるという基本的な考え方からその機関  
の一つとして県と市町村毎に設けられた地区に、夫々農業改良委員会を置いてあるが言うまでもなく県の委員会は県

全般に互る問題の審議に当り、地区の委員会は環境の違う地区毎の条件によく適合した農業改良が行われなければな  
らない立場から置かれたものであつて何れも知事の諮問機関として設置されて居る。

#### 1. 地区農業改良委員会

各地区の農業者委員数は最低五名最高一五名の範囲内でその基準は農家戸数一〇〇戸及びその端数毎に一名の割合  
で選出されるが、その方法は農民の代表であるから当然農民から公選されなければならないが現在のところ、経費  
等で難点があるため、便法として市町村長が管内の農民の中農業及び生活改良について積極的に熱意のある適任者  
を選び市町村議会の承認を経て知事に推薦したものである。知事が委嘱している。

この外農業者委員の数以下大体三名の学識経験者委員を農業者委員の推薦によつて市町村長が知事に推薦しこれ亦  
知事が委嘱し全体の委員会が構成されている。委員の任期は二年であるが半数つゝ毎年改選し委員長は委員の互選  
によつて定めるようになつて居る。

次に委員会の任務は具体的には地区に勤める改良普及員の選考とか転退職、改良事務所の設置或は変更等について  
審議する外農業改良普及事業推進について知事或は県農業改良委員会に対して意見を具申する。又普及員に対して  
助言する等何れも農業改良の進展について重大なる関連を持つ事柄を推進する役目を持つて居るから実際的には  
委員会の活動如何が地区内のこの事業成否に大く影響してくる。

委員会は丁度農民と普及員の間に立つて進んで仲介役を勤め両方うまくゆつて普及事業が進展するよう骨を折る大  
役を持つて居る。

即ち農業並に生活改善講習会、品評会等の開催、農民農家の婦人青少年の集会等について援助し又実績展示の場合進んで展示圃場を提供したり斡旋し、観察や結果の普及について援助する、そうして機会ある毎に農民に接し農業及び生活改善について農民自ら改良するように説いて気運を作るように仕向けたり、農民の要求を聞いてどしどし普及員に伝えて活動を促進しいつも普及員の活動について留意してその効果をあげるようにする大切な役割を持っているので普及員は常にこの委員会と連携し活動に遺憾のないようにしなければいけない。

## 2、県農業改良委員会

構成は地区委員の選挙による農業者委員八名、知事推薦の学識経験者四名及び教育者一名、計一三名で、会長は副知事、副会長は経済部長である。

任期は三年で一年毎に三分の一改選されることになっている。  
その任務を示すと。

- 委員会は知事の諮問に応じて左に掲げる事項を調査審議するとともに農業改良事業に関する重要事項について知事に対して意見を述べ、地区委員会に助言することができる。
- (イ) 農業改良事業に関する計画の設定並に予算及びその施行に関すること。
  - (ロ) 専門技術員、改良普及員その他農業に関する普及事業及び試験研究に従事する主要技術員の任命、移動及び解任に関すること。
  - (ハ) 地区の区分及び地区における改良普及員の配置数に関すること。

- (ニ) 農業に関する普及事業計画と試験研究計画との密接な連関に関すること。
- (ホ) その他農業改良事業に関する重要事項に関すること。

(昭和二四、一、一四農林次官通牒による)

## 質 問 集

問。勤務日誌(報告)や勤務表を地区農業改良委員長の点検を経て県に提出することは普及員が県の吏員であることからしてその確感を失うものではないか。  
(植科郡南條地区 飛田普及員)

答。両地区の農業改良委員会に「農業改良普及員勤務日誌」をおいてその村に勤務する毎に記録して委員長又は役場在勤の委員(又は代理)に承認を求めて連絡するとともに、自分の勤務を知つて貰い、又心易く助言を受けることができて大変喜ばれた。  
(上伊那郡七久保地区 伊藤普及員)

問。私の地区では村当局の理解ある協力によつて多額の経費を獲得して色々事業計画を立て、居るが、答。非常に結構なことであるが、他の縣等で見られるように自ら採種圃、種付場、或は共同加工場の経営のような事業はどうであろうか、委員会は諮問機関であつて事業機関でないことから、真に村においてこれだけの熱意があれば委員会はむしろこの経費を事業団体である農業協同組合等に廻して行わせるよう仲介の労をとるべきではないか、但し採種圃の経営等は農民や研究会をして彼等の教育のため自己の圃場で行わせることは大いに奨励すべき事柄であるが、多額の経費を補助することは農民の自立性を傷付けるものであるからこれ亦必要あればむしろ実験農

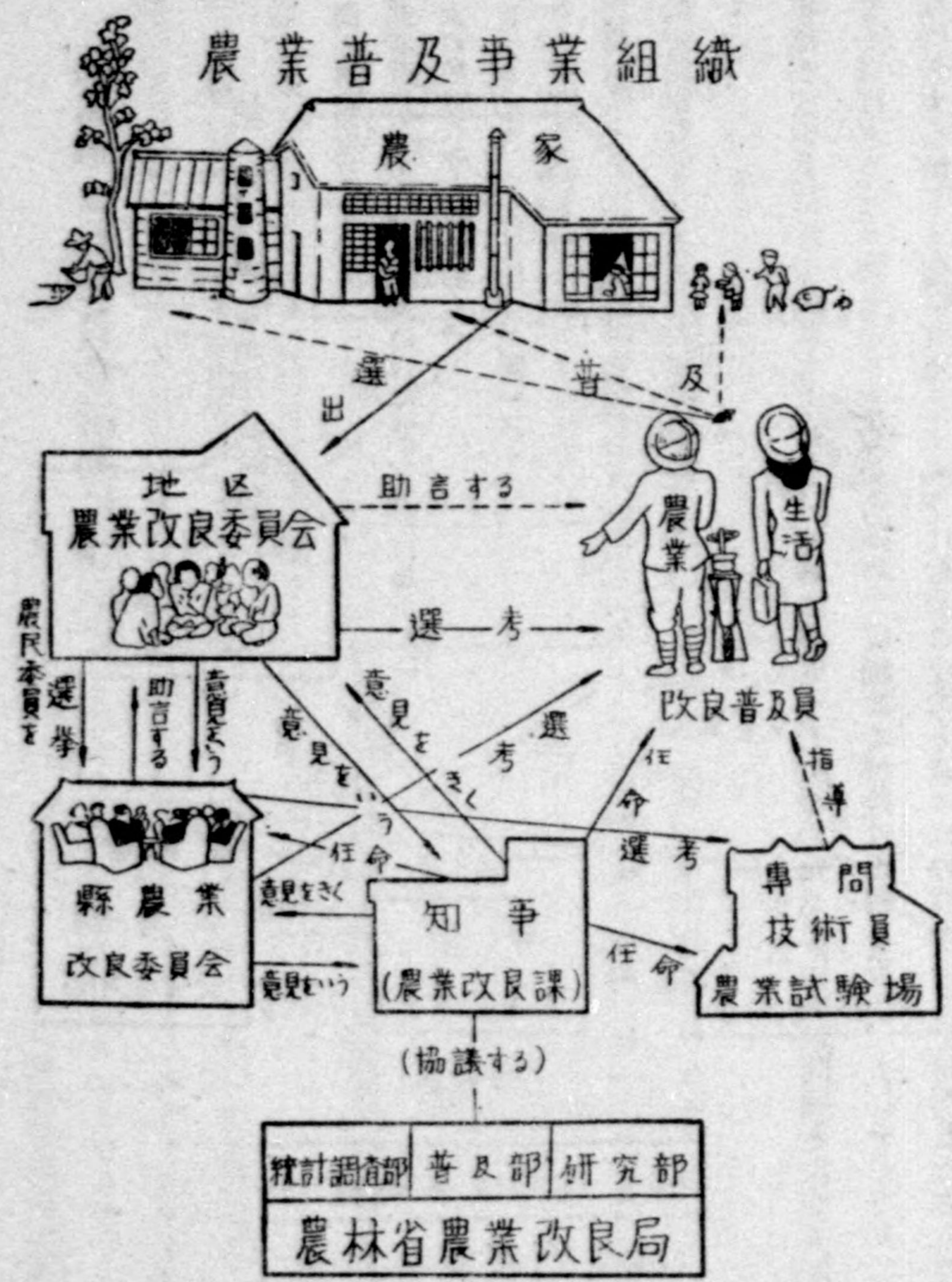
場のような団体に積極的に行わせるようにすべきではないか。  
 この外農村教育のために図書を買うようなことがあれば、事情にもよるが公民館、学校、図書館におきこれを活用  
 するよう取計らうべきもので、委員会は農民は勿論、集会、団体、公民館、学校等あらゆる機関と連絡し仲介の勞  
 をとつて高く広い視野に立つてその立場々々の總力を挙げて農業の改良、農村の改善に邁進するよう意を注ぐべき  
 で、小さなセクト主義にとられず事業団体化しないように考うべきではないか。  
 特に最近の経済状況を考えてゆくと委員会の経費は必要最少限度に止め、農民の負担を少しでも軽減できるよう考  
 えるものではないか。

アメリカよりの歸朝談

先般国際連合世界食糧会議にアメリカへ出張したがその際日本の農業に対して打つべき手が論議されたがどうして  
 もエクステンション(普及事業)の浸透がよくできるか否か前提であるという結論に達した。

前農林次官 片 柳 真 吉

農業普及事業組織図



## 第二章 普及員の活動について

### 第一節 働きかける対象

▽男と女の場合――。

農業改良生活改善は男女の合作であらねばならない。

▽女の教育こそ大切である。

▽青年と老年、進歩と保守の闘いは――。

▽青少年の将来こそ期待がかけられる。

▽篤農家はよく研究して活用を図る――。

▽低位農家の改良こそ最も大切な仕事である。

普及事業が広い農村社会的教育のねらいであるがどうしてやつたらよいか問題となつて来る。今まで技術とは單に麦をまくにはどう云う種をどうまくかと極めて詳細なる解説は山程あるが、これをどうして普及するか、どうして農民のものとするか……その技術……（これを普及技術と我々は呼びたい）を説明したものは少い。普及技術のない技術者はいくら麦作に長じていてもそれは農民のものとならない。それでは普及技術とはどんなものか、こゝに全国

及び本県の普及員の活動事例を基として研究してみる。

普及活動には先づ何より農村の実態を知らねばならないが第一に実際に働く人の問題、普及員から云えば働きかける対象をしつかりつかまなければならぬ。

こゝに小高い丘があり下の農村の人達を眺めたとする――。

主人が腰を曲げて一生懸命、麦のまき溝を切つて居る、妻君は又種まきしている――。

このなんでもないありふれた農村の風景の中に新しく見直すべき事柄は無いだろうか、新しい普及員の目で見えて考へるべき問題があるまいか。

ある農村へ講習会に行つたときの話。

早まきの麦は薄まきの必要なことはわかつて居り色々奨励して来たが、農繁期の作業分担は能率増進上男は力仕事  
の整地溝作りをやり、手先の器用な女は種まきを受け持つている。

「薄まきは悪いか」聞くと「悪くない」と答える……。それではなぜやらないかと言へば「女房がきかないからだ  
(基礎的知識がないようだ)」といふ。そこで俺達が広巾薄まきをやらうと折角すゝめても女房がその効果を充分納  
得しないと従来のように適当にまいてしまう。そこで薄まきの計画もベシヤンコである。

(愛知県丹南地区 杉本普及員)

もる山村の妻作講習会の席上で一人がこんなことを言った、「今日は大変よいことを教えてもらったが——こりやか、あ達にも聞かせてもらった方がいゝ」と。

(愛知県北設東部地区 岡田普及員)

男と女と半々づゝ居る農家。生活も経営も一しよにやつている農家に。こゝに男のみを対象とした今までの農業技術の普及が的外れであつたことが分る。

特に山村で僅かばかりの耕地をもつていて男は山仕事に出かけて女や子供ばかりにまかせ放しであるところ或は都市近郊で男達が工場会社等に勤めて経営の主体がどちらであるか分らない場所では普及員の働きかける対象は主婦や子供であることを見逃してはいけない。

「農村の積極性を欠いていることは大部分婦人にあり、この婦人に意見を聞くなり、又婦人に話すなりして表面的な男性より婦人の裏面的促進に効果があることを知つた」

……(更級郡日原地区 小林普及員)

更に農業経営と生活とを分離できない農家においてこの事業を推し進めてゆくに男と女との労働の分配の問題も「ガン」となることが分るであろう。

### 農村婦人と労働

婦人の労力は五〇―六〇%農業に、四〇%家事に使つている。農村の主婦は一日に二〇時間二五分農業労働に、一時間四五分家事に、洗濯に二〇分使つているに反し都市の主婦は炊事に三時間、洗濯に二時間一〇分費している。又稲は男子の四七%女の五六%の労働によつて生産されている。

(農林省生活改善課 秋元事務官)

家畜の導入は経営上大切であるとのことを話したところ男の人達は皆もつともだとして賛成してくれた。ところがこの話を女たちの座談会に話した。「とんでもない。私たちは朝早くから炊事やら子供や姑のことで忙しくてやり切れない。男衆がいかに家畜を入れても結局餌をやることから掃除まで女がやらねばならないことになる。無理して入れても充分な管理ができないので却つてとり返しのつかないことも出来てくる……」

そこで婦人の労働がいかに過重であるか今まで調査したものを表にして男衆に話をした。幸い男衆がこれによつて自覚し婦人の作業のカバー出来るところを分担することになつて男と女と完全に話し合いが出来てそれから著しく家畜の導入がうまく行つた。

(滋賀県栗田中部地区 大田普及員)

結局農業の改良には女子の理解がなくてはならない。生活改善は男子の協力なくして出来るものでない……と言えよう。

次に農村に入つて改良するということになるとき、面白いように二つの型に分れる。それは向上をめざす主として

ある山村の妻作講習会の席上で一人がこんなことを言った、「今日は大変よいことを教えてもらったが——こりやか、あ達にも聞かせてもらった方がいゝ」と。

(愛知県北設東部地区 岡田普及員)

男と女と半々づゝ居る農家。生活も経営も一しよにやつている農家に。こゝに男のみを対象とした今までの農業技術の普及が的外れであつたことが分る。

特に山村で僅かばかりの耕地をもつていて男は山仕事に出かけて女や子供ばかりにまかせ放しであるところ或は都市近郊で男達が工場会社等に勤めて経営の主体がどちらであるか分らない場所では普及員の働きかける対象は主婦や子供であることを見逃してはいけない。

「農村の積極性を欠いていることは大部分婦人にあり、この婦人に意見を聞くなり、又婦人に話すなりして表面的な男性より婦人の裏面的促進に効果があることを知つた」

……(更級郡日原地区 小林普及員)

更に農業経営と生活とを分離できない農家においてこの事業を推し進めてゆくに男と女との労働の分配の問題も「ガン」となることが分るであろう。

### 農村婦人と労働

婦人の労力は五〇―六〇%農業に、四〇%家事に使つている。農村の主婦は一日に二〇時間二五分農業労働に、一時間四五分家事に、洗濯に二〇分使つているに反し都市の主婦は炊事に三時間、洗濯に二時間一〇分費している。又稲は男子の四七%女の五六%の労働によつて生産されている。

(農林省生活改善課 秋元事務官)

家畜の導入は経営上大切であるとのことを話したところ男の人達は皆もつともだとして賛成してくれた。ところがこの話を女たちの座談会に話した。「とんでもない。私たちは朝早くから炊事やら子供や姑のことで忙しくてやり切れない。男衆がいかに家畜を入れても結局餌をやることから、掃除まで女がやらねばならないことになる。無理に入れても充分な管理ができないので却つてとり返しのつかないことも出来てくる……」

そこで婦人の労働がいかに過重であるか今まで調査したものを表にして男衆に話をした。幸い男衆がこれによつて自覚し婦人の作業のカーブ出来るところを分担することになつて男と女と完全に話し合いが出来てそれから著しく家畜の導入がうまく行つた。

(滋賀県栗田中部地区 大田普及員)

結局農業の改良には女子の理解がなくてはならない。生活改善は男子の協力なくして出来るものでない……と言えよう。

次に農村に入つて改良するということになると、面白いように二つの型に分れる。それは向上をめざす主として

二―三十台の青年層と、そのまゝ現情を守ろうとする四―五十台の壯年層とで簡単に云えば進歩と保守の二つの型になる。

二六

先日某地で講演した後で種々改良について座談したことが、農業経営の面では黒字と赤字の境が機械力と家畜を適切に利用することは幾多の実証から考えられているにも拘らず、保守派は頑迷に鋤鋤農業に終始しその家畜は依然として糞畜以上何ものでもない低調さである、これに反して進歩派は個人で又協同で機械力を導入し家畜も一日でも多く能率的に役畜に利用して人力労働の畜力化に努力して労働の生産性をたかめようとする。

しかしこの両者の対立がごとごと農村の向上と進歩を混乱におし入れて農業改良普及員や生活改良普及員を慨嘆せしめていることは看過すべからざることであろう。

(青森縣村越農業改良課長)

この問題も真に農村にわだかまつて居る大きな農業改良の障害であるがどうしたらよいだろうか。

麦の不出来なのは酸性が強いためであることが息子に分つていても頑固な父は仲々石灰を施そうとしない。そこで私はその父に色々話をしてやつた。息子に言われるより普及員の私によく言われたので終に折れて石灰を施した。私はその息子に喜ばれた。

(岡谷地区 林普及員)

私の地区では青年層は栄養週期を中年層は黒沢氏提唱の六石取りの(稻)技術を実行している等相違点があるので

両者の天狗連中をして研究討論会を開催して、これを各々掘り下げて増産技術対策としての方向を見極めることの據り所とした。

(埼玉縣兒玉地區 岡野普及員)

然しながら老壯年層の改善への理解を高めることはなか／＼容易なことではないことは誰しも経験するところで従つて普及事業においては次代を負つてたつ青少年に対する期待が非常に大きな意義をもつこととなる。

青少年クラブ——青少年の組織の育成も実にこゝに主眼がおかれる次第である。

### 笑。え。ない。状。景。

その(一) 三月も近い頃どこの鶏も産卵最盛期でした。農業改良委員さんが通りますと知り合いの農家のおつさんが呼びとめて「うちの鶏はちつとも卵をうまないが……」「おかしいね飼が悪いかな飼う方かな……」その日はうやむやのまゝ別れました。翌日です。委員さんが昨日の家の前にさしかゝつたとき、きその家の坊やが卵買いの館屋に卵と卵の交換中です。卵三ヶに卵四つ。当時彦根の町では卵は一ヶ―九円餘は五円賣りでした。お父さん等は鶏は卵をうまないところばす。鶏は「コツケイ、コツケイ」とないて居ました。

―滋賀縣農家通信―

その(二) 笛や太鼓の青年團、ボールやスパイクの青年團、議論づくめ―しかも地域の廣い半強制、加入の年齢的にも組織的にも差がある青年團、今や踊りつかれ、走りつかれた青年團も愈々空白と云うか、障壁にぶつつかかり、青年の進むべき方向は失つていようだ。ソレを感じた青年が点々とある。青少年クラブの結成も遠くない。

―普及だよりくまると―

二七



私の家の小学校へ行つてゐる子供に兎を飼わせ、それによる収入は全部子供にくれると約束した。ところが兄弟等はお勝手の残りものや畑のいらぬ大根等のようなものでも喧嘩で取り合つて日干しにし知らない中に興味を覚え朝は早くから自分で働くようになった。その収入は飽でも買うかと思つてゐると兄弟揃つて貯金し、それ以後お小づかいをねだることもなく、たとへば学習帳を買うにしても「兄さんはまだあんなに歩いて居るのに買う」とお互に云い会つて大麥節約の風が自然にわいて来た。

(更級郡塩崎地区 正村普及員)

今までは米の原種の栽培は農会長や部落長がやつて居た。これはどの村でもそうであるがやる人がないから、しかたなくやると云うのが原種栽培の効果的に行われなかつたことが一番大きな原因であつた。それで我々全会員がこれを引き受けた。それに対する農協組長は「村の青年達が熱心に研究しその結果失敗しても、その失敗はなぜ失敗したかその原因を研究することによつて、この村に必ずプラスされるものを残すわけである」と。

——兵庫県水上郡生郷村青緑会 土と青年——

青年達にも子供達にも單にあれはいけない、これを駄目だと云う具合に消極的な教育でなくもつと積極的に生産の喜びを興え明るく清く柔しく美しい農村をつくり出し農業に対して感謝の気持を育て、行きたいのが我々の念願である。

さて青少年の集りは農事研究会や青年団産業部青少年クラブ等盛に自主的に生れて来たが普及員としての働きかけたについては

表面的に指導するより裏に廻つてあくまで縁の下の力持ちでゆく方がよい。

(上伊那郡飯島地区 山田普及員)

それはかれらの自主的気風を益々伸ばしてやりたいからである。

幹部ばかり動いたら外面だけの組織を作らないことで各自が責任ある行動をとりながら自分等で組織を編み出さなければならぬ。

(北海道音更村 東土狩甜菜クラブ)

中心人物に柴田君が居りクラブ員が援助したことがよいが、又同君はグラフの中心だと意識してゐない。そこが万事中心となる所以である。

(愛知縣 藤森農研クラブ)

——失 敗——

巡回中村の有力者にこの事業の重要性についていろいろ話したところ大いに共鳴し「青年層に力強く働きかけなければいけない」と努力の意を示したがいつになつても青年層の集りができない。後で聞いたが「あの人では……」と云つて青年が信用してゐない。村の有力者を過信したことは失敗であつた。

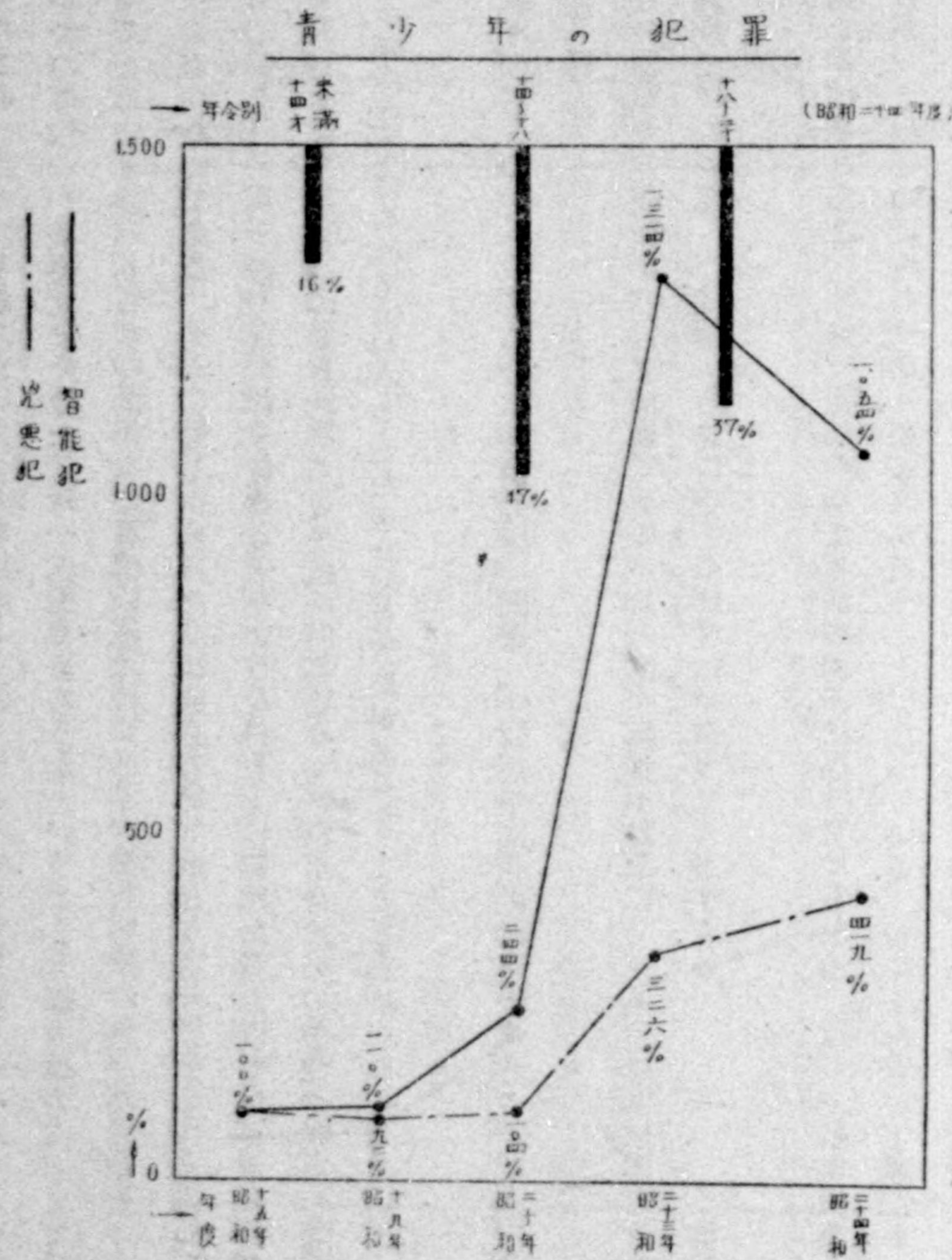
(北安曇郡会染地区 高山普及員)

農業普及事業とは農業の改良と生活の改善と次代とを負つて立つ青少年の教育との三つであり一つをとり上げてい  
るならば三分の一の仕事しかして居ないことになる。

(G・H・Q・N・R・S コーロフ氏)

青少年の犯罪——

本縣の青少年の犯罪を調べてみると昭和一五年を一〇〇とすれば終戦の年昭和二〇年は二四四でだん／＼数が多くなり、昭和二  
三年は実に一、三一四で驚くべき飛躍で昭和二四年は若干下廻つたがまだ一、〇五四の大きな数を示している。一方最も心  
配となる兇悪犯は昭和二〇年一〇四、二三年三二六、二四年四一九これこそ減少を示すどころか猛烈に増加して来た。さてこれ  
を年齢層別にみると一四才未満の低い年齢では一六、一四—一八才までは約半数の四七%、一四才から二〇才までの間三七%で  
あり、一四才から二〇才の間所謂新制中学校の後期より一應人間として一人前になる二〇才の間が実に大きな問題となつて来  
る。小学校より新制中学校までは家庭と学校の教育の目の中にすく／＼として育つて来た子供等はいよ／＼中学校を終り多く現  
実の社会にでて来た。監督の目も薄くなり、又学校教育と社会との甚だしい差その環境の悪さに心の固らない青少年等に知ら  
ず／＼引きこまれ兇悪なる犯罪を犯すようになって来るためではなからうか。農事研究会等の青少年の組織は大体二〇才以上で  
あるが二〇才以下の年齢層に対する問題所謂四Hクラブの活動がこの犯罪面一つから考へて最も当面重要なことがうかがわれ  
る。

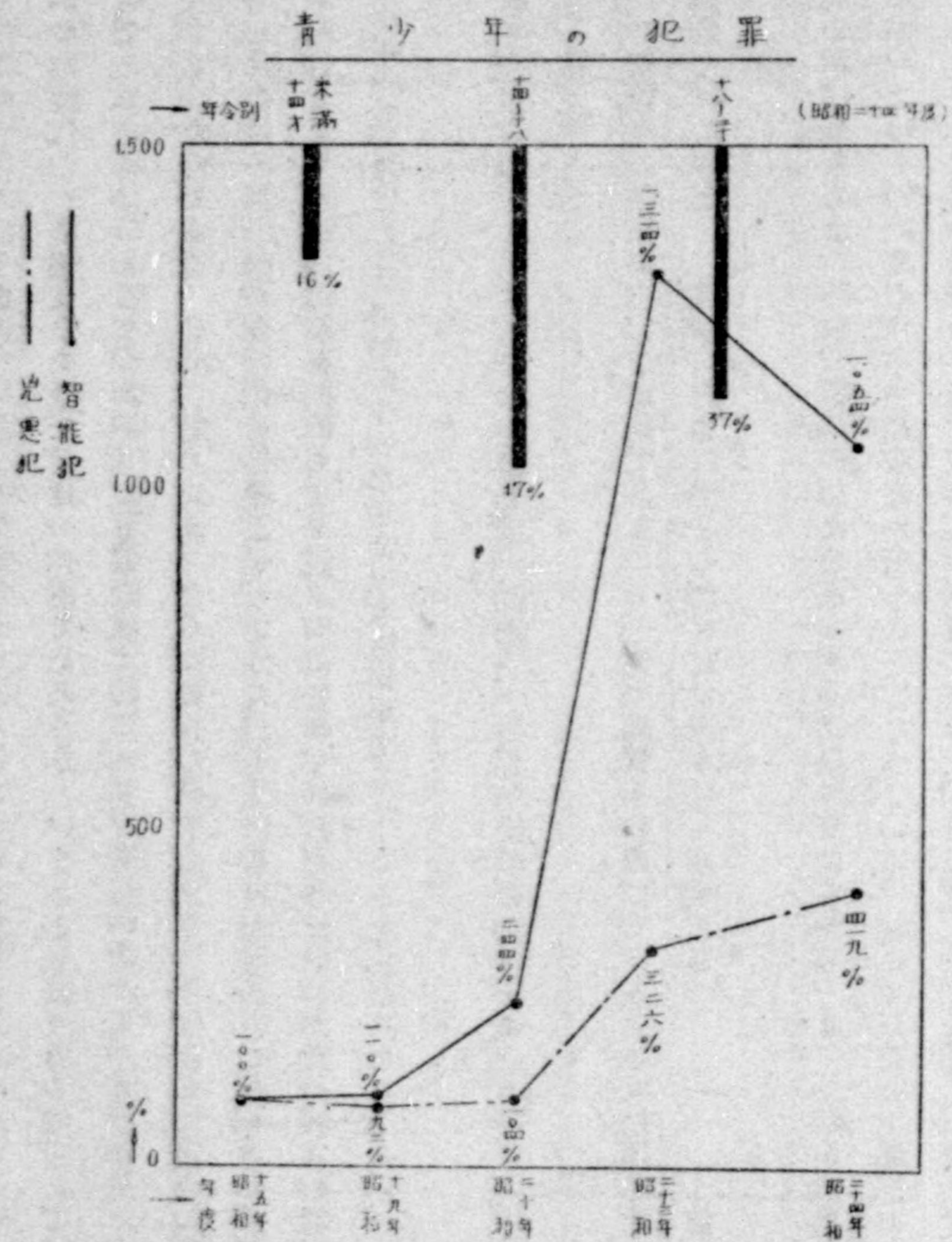


農業普及事業とは農業の改良と生活の改善と次代とを負つて立つ青少年の教育との三つであり一つをとり上げてい  
るならば三分の一の仕事しかして居ないことになる。

(G・H・Q・N・R・S ロイロフ氏)

青少年の犯罪

本縣の青少年の犯罪を調べてみると昭和一五年を一〇〇とすれば終戦の年昭和二〇年は二四四でだん／＼数が多くなり、昭和二  
三年は突に一、三二四で驚くべき飛躍で昭和二四年は若干下廻つたがまだ一、〇五四の大きな数を示している。一方最も心  
配となる兇悪犯は昭和二〇年一〇四、二三年三二六、二四年四一九これこそ減少を示すどころか猛烈に増加して来た。さてこれ  
を年齢層別にみると一四才未満の低い年齢では一六、一四一八才までは約半数の四七％、一四才から二〇才までの間三七％で  
あり、一四才から二〇才の間所謂新制中学校の後期より一應人間として一人前になる二〇才の間が実に大きな問題となつて来  
る。小学校より新制中学校までは家庭と学校の教育の目の中にすく／＼として育て来た子供等はいよ／＼中学校を終り多く現  
実の社会にでて来た。監督の目も薄くなり、又学校教育と社会との甚だしい差その環境の悪さに心の固らない青少年等に知ら  
ず／＼引きこまれ兇悪なる犯罪を犯すようになって来るためではなからうか。農事研究会等の青少年の組織は大体二〇才以上で  
あるが二〇才以下の年齢層に対する問題所謂四Hクラブの活動がこの犯罪面一つから考へて最も当面重要なことがうかがわれ  
る。



然らばこの二〇才にも満たない青少年層に対して我々はどういう手を差しのべたらよいかとのことになる。これは我々がこの時代の一番感化を受けた者は一体誰であろうかということ振り返つて考える必要がある。それは親や先生であるよりはむしろわづか年上の所謂餓饉大将であり、又若い衆の集りでは年上の先輩であり中学校であれば上級生であつたのである。従つて若し出来るならば既存の研究會なり青年団をして自己の集りを結束して或程度になつたらそれを村・郡・県の連合体を作ると云うような目を上にむけた考え方でなく下に目を向けて自分等の後輩の指導……四Hクラブの育成に心を向けるよう色々面倒をみていただきたいのが先づ我々の希望する点である。

「青少年の教育はこれ又青年がやつた場合最も効果がある」ことを忘れてはならない。

更に我々の又もつとも困る場合は年齢と家の問題……封建的慣習の問題であろう。

男の場合――。

親達の親譲りの年齢が六〇才前後であるので一家の經營を自由にできる若さ者は四〇才前後になつて来る。自立的に農政や村の問題……技術に自由に手をのばすには余りにも遅すぎる。

――静岡県普及だより――

女の場合――。

一例を挙げるならば、味噌、醤油の様な生活必需品は農村では昔から一家の主婦が担当して製造することになつてゐるが、之はその家庭の炊事の指導者が行うことになつてゐる。嫁に來た若い主婦があつても、その家に老母が健在である限のは容喩出来ないで、昔からの家風に依り、味噌、醤油を作り続け、新銳の主婦も何時の間にか前代の家

風に馴染んでしまい、又も次の一代もその儘で製造を行つて行く具合である。――愛媛県農試立花技師――

新憲法上ではこれ等家の問題については封建的な面より脱して色々改正されているが実際は行われていない状況であるがこれを改善するには先づ手始めに、女や子供に至るまで、その個人を尊重し自由にその意志を發表し各自がその分担において責任のある行動をとらせるような家庭會議、家族討論會を開く必要がある。

今までのように家の実権を握る人が女や子供に單に「あの畑の草をとれ」と命令しその家の經營はこうなつて居り作物の手入れはかく大切であるからと云う充分なる納得なくして奴隷的に押しつける形ではいけない。こういう形であつたので女は男に違ふながらやる、子供はノド自慢大会にあこがれてゆく、この心理状況で何の増産があるうか經營改善が出來ようか。

従つてこの會において例えば「推肥舍を作るべきか、カマドを改善すべきか」經營なり生活なり充分相談してゆくならばそこに貧いながら一歩々々の向上と生活の喜びを体得することが出來よう。

昨年九月十五日表木部落農家の家族の要望により塩尻、松本方面へ農事視察に行く。農家に直接關係のある所を主として見学した。特に家族が揃つて見学したのが始めてで今後もこの様な目的で実施されるよう要望された。

(上伊那郡中澤地区 石澤普及員)

「追記」なおこの部落では視察後會合を催して視察地の批判會を催してこの視察を益々意義あるものとしたのであつた。